

令和7年度

危機等発生時対処要領 (危機管理マニュアル)

鳴門市鳴門中学校

鳴門市鳴門中学校防災計画

第1 総 則

1 目 的

この計画は、防災管理についての必要な事項を定め、地震・津波、火災、風水害等の災害の予防を図り、災害発生時の生徒並びに教職員の生命・身体の安全を確保し、また被災した地域社会の安全形成を支援し、早期の学校教育活動の再開に向かうことを目的とする。

2 基本方針

- (1) 生徒及び教職員の生命・身体の安全を第一とし、各災害種別に各学校に応じた災害に対する備え、避難方法、生徒の登下校・学校待機・保護者への引き渡し等の対応方法を策定する。
- (2) 教職員の役割を明確にし、各災害時に対応した具体的行動計画を策定することにより、各災害より生徒の安全を確保し、地域住民の安全確保のための支援を行う。
- (3) 防災教育・防災訓練を実施し、生徒の災害に対する対応能力・判断力・行動力を育む。
- (4) 地域防災組織及び保護者等との密接な連携を図り、生徒の安全の確保に努めると共に、学校が被災した場合の学校を再開させるための日程、作業内容について計画し、早急な学校教育活動の再開を目指す。

第2 防災対策組織について

1 防災対策委員会

(1) 防災対策委員会の設置

災害発生時に備え、防災対策を総合的に計画・実施し、安全確保に万全を期するため、校長を委員長とする防災対策委員会(表1)を設置する。また、その下に、平常時の対応組織として学校災害予防管理組織(表2)を、災害時の対応組織として学校災害対策本部(表3)を編成する。

(2) 審 議 事 項

防災対策委員会は、次の基本的な事項について審議する。

- ① 防災計画、消防計画の立案及び変更に関する事
- ② 生徒の安全、保護及び管理に関する事
- ③ 学校の施設、設備の管理及び点検・整備に関する事
- ④ 避難施設及び消防用設備等の維持管理に関する事
- ⑤ 防災に関する組織の運営に関する事
- ⑥ 地震・津波、火災、風水害等の災害の対策に関する事
- ⑦ 防災教育及び防災訓練とその実施方法等に関する事
- ⑧ 緊急時の情報連絡体制の整備に関する事
- ⑨ その他防災管理に関する事

(3) 各組織の役割と組織図



2 学校災害予防管理組織及び防災対策

平素における災害等の防止並びに生徒及び校舎の安全確保、管理を図るため、学校災害予防管理組織を編成し、防災管理者(防火管理者を充てる)を置き、次のとおり役割を分担する。(表2)

(1) 防災管理者(防火管理者)には教頭・安全主任を充てることとし、次の業務を行うものとする。

- ① 防災及び消防計画の作成、検討及び変更
- ② 施設・設備の管理並びに火気使用設備器具、危険物施設等の点検検査の実施及び監督
- ③ 消防用設備等の点検設備の実施及び監督
- ④ 火気の使用又は取扱いに関する指導監督
- ⑤ 増改築、修繕等の工事時における火災予防上の指導
- ⑥ 生徒、職員に対する防災教育及び各種訓練の年間計画の作成と実施指導
- ⑦ 校長に対する防災・防火等の管理上の助言報告
- ⑧ 教育委員会との防災・防火等の対策に関する事務の推進
- ⑨ その他防災・防火等に関する必要な業務

(2) 防災管理者(防火管理者)は、次の業務について、消防署への報告、届出等を行うものとする。

- ① 消防計画の提出
- ② 建物及び諸設備の設置又は変更に伴う諸手続
- ③ 増改築、修繕等を行うときの事前連絡
- ④ 消防用設備等の点検結果の報告
- ⑤ 教育訓練指導の要請及び各種訓練の実施報告
- ⑥ その他法令に基づく諸手続

(3) 施設管理責任者は、次の業務を行うものとする。

- ① 担当区域内の箇所責任者に対する業務の指導及び監督
- ② 自主点検検査
- ③ 防災管理者(防火管理者)の補佐

(4) 箇所責任者は、次の業務を行うものとする。

- ① 担当区域内の火気管理
- ② 担当区域内の諸施設・設備の管理及び整備並びに器具等の維持管理
- ③ 地震等に備えた安全措置等の維持管理
- ④ 担当の施設・設備の自主点検検査
- ⑤ 施設管理責任者の補佐

(5) 建物等の自主点検検査は、次によるものとする。

① 点検検査の時期(例)

検査対象	検査月日、回数
建築物	随時
火気使用設備器具	始・終業時各1回
危険物施設等	随時
電気設備	6か月1回以上

② 日常の自主点検検査(表4)P10 参照

③ 定期の " (表5)P11 参照

④ 校長は、点検結果による不備欠陥事項については速やかに改修等の処置をする。

⑤ 学校防災計画にかかる備品・施設の点検は毎月1回、防災教育及び防災訓練の自己評価は実施後に、学校防災計画についての自己評価・見直しは、必要に応じて随時実施する。

(6) 消防用設備等の点検は次によるものとする。

① 消防用設備等の法定点検は、機器点検を6か月ごとに、総合点検を1年に1回実施するものとし、専門的知識及び資格を有する者(点検設備業者)が実施し、防火管理者はこれに立ち合う。

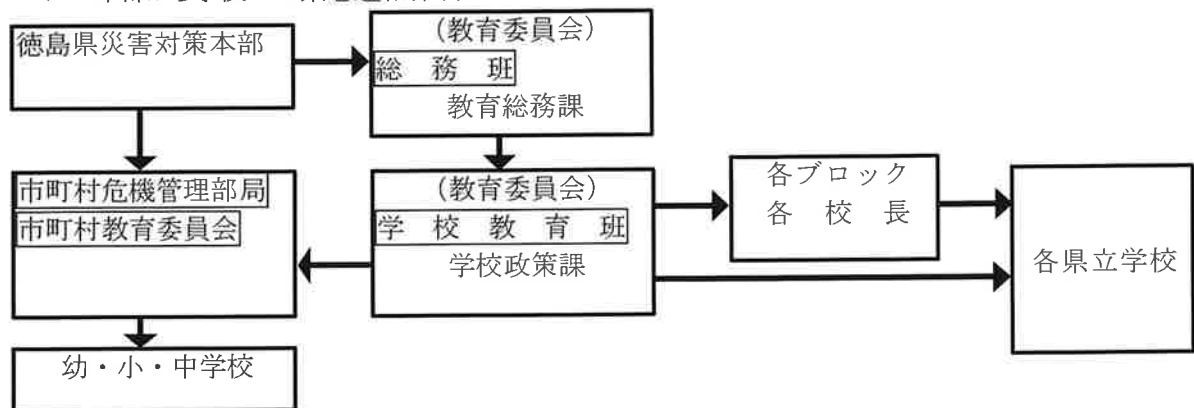
消防用設備等の種類	消火器		
機器点検	(5 月)・(月)	総合点検	(8 月)
点検実施者(委託業者名)	菊池産業		

② 消防用設備等の自主点検は、防災管理者、施設管理責任者、箇所責任者が平素に随時行う。

- (7) 防災管理者は、避難経路図を作成し生徒及び教職員に対して避難経路の周知徹底を図る。避難経路図は、屋外に通じる避難経路図を明示したものとし、各階ごとの消防用設備等の配置状況についても明示しておく。
- (8) 防災管理者は、次の情報連絡体制を整備する。

- ① 災害時における情報連絡を的確かつ円滑に行うため、教育委員会、地域防災関係機関との情報連絡手段・体制の整備を図る。

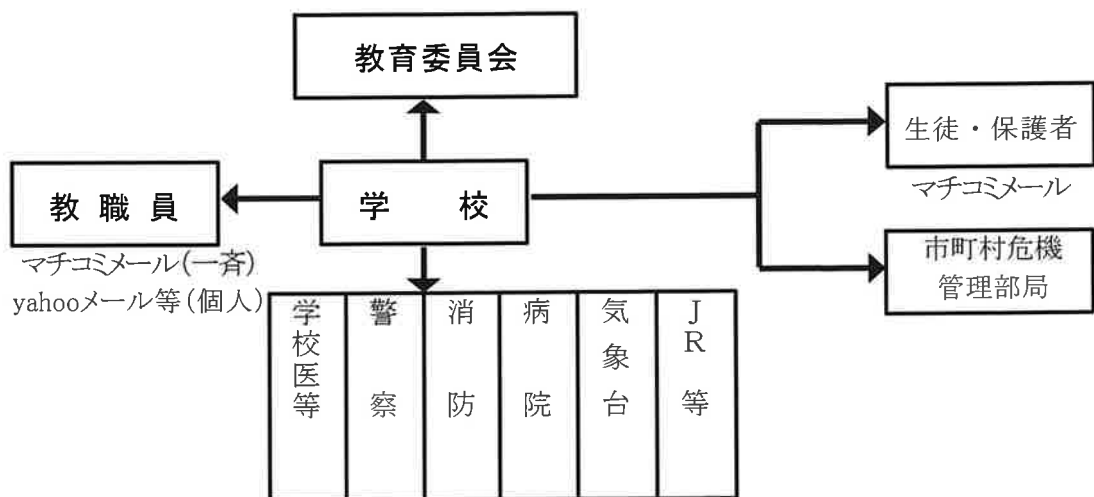
ア 本部から学校への緊急連絡体制



注:教育委員会と各学校との緊急連絡方法は、上図のとおりとするが、緊急の度合いに応じ直接的な連絡方法をとるものとする。

- ② 災害時における情報連絡を的確かつ円滑に行うため、教職員間、学校と保護者・生徒との情報連絡体制の整備を図る。また、学校と地域災害対策担当部局との災害時における情報連絡体制を整備する。防災無線などを設置している場合は、その活用を図る。

ア 学校の緊急連絡体制



- ③ 教職員間の緊急時連絡は、連絡網を活用する。
- ④ 生徒の緊急時連絡は、一斉メール(マチコミメール)と未加入者への個別連絡。

- (9) 防災管理者は、災害発生に備え、必要な品目等を所定の場所に準備、保管する。

- ① 救急救助用備品 ② 人員点呼用備品 ③ 安全確認・誘導用備品
④ 情報収集・通信用備品 ⑤ 消火用備品 ⑥ 飲料用備品 ⑦ その他

3 学校災害対策本部

災害が発生、または発生するおそれがある時は、災害に迅速、適切に対応し、防災の推進を図るため、校長を本部長に、副校長・教頭を副本部長として、学校災害対策本部を設置し学校の防災及び避難所支援に当たるものとする。

- (1) 学校災害対策本部の組織形態及び業務については、次のとおり(表3)とする。
- (2) 職員の配備体制については、徳島県災害対策本部運営規程に従い、(表3-1)とする。
- (3) 学校災害対策本部の設置基準については、(表3-3)エに基づき、校長が決定する。

第3 各災害時の対応

各災害時における教職員及び生徒の対応については、地震・津波編、火災編、風水害編の災害ごとに想定される場面別に対応マニュアルを作成した。

第4 避難所運営支援

災害時において学校が避難所となった場合には、校長は、あらかじめ定めた学校防災計画に基づき、避難所の開設及び管理運営に協力する。避難所の管理運営は、市町村の危機管理部局職員が担当し、教職員は、市町村災害対策本部、地域自主防災組織、避難者自治組織、ボランティアとの連携を密にし、円滑な運営を支援する。

なお、大災害発災初期の段階においては、市町村職員による対応が困難な場合も想定される。そのため、発災直後数日間は教職員がリーダーシップをとって避難所運営を支援することを想定し、「避難所運営支援計画」を定めた。

第5 学校教育活動の再開

学校は、災害発生後における学校機能の早期回復を図るため、教育委員会等と協議して、地域や学校の実態に即した応急教育に係る計画を策定するとともに、学校教育活動を再開するための活動を行う。

マニュアルについては、p38のとおり。

第6 防災教育及び防災訓練

防災管理者は、災害から生徒の安全を確保するために、年間計画を作成し、計画に従い防災教育に取り組み、防災訓練を実施する。

また、実施後チェックシートを活用し、計画の点検・検証等、問題点や課題等の洗い出しなどを行い、是正すべきところを改善し、計画を更新するというPDCAサイクルによるスパイラルアップを行う。

(1) 防災教育について(p40～)

- ・ 防災教育のねらい及び重点、学年別、月別の関連教科、道徳、特別活動等における主な指導内容、時間数、指導方法等
- ・ 防災教育、応急処置等の校内研修に関する事項
- ・ 学校、家庭、地域社会との連携に関する事項
- ・ 災害時及び事後の心の健康に関する事項

(2) 防災訓練について(p40)

第7 学校防災計画の生徒及び保護者への周知徹底

校長は、学校防災計画について生徒及び保護者へ周知徹底する。

(1) 生徒・・・新学年開始時期の学級活動・ホームルーム活動、防災訓練実施時、防災教育活動時に周知徹底する。

(2) 保護者・・・PTA総会、入学式後の保護者説明、家庭訪問、三者面談等を利用し、周知徹底する。

第8 地域社会との連携

校長は、学校防災の取組を地域に広く周知するため、ホームページ等を通じて情報発信すると共に、日頃から市町村や地域自主防災組織など地域社会と密接な連携協力を図る。また、地域の防災体制を把握し、地域が行う防災訓練に参加したり、学校が被災した際の協力体制を確立させるなど、地域ぐるみで生徒を災害から守る環境を整えていくものとする。

第9 学校防災計画の継続的改善

防災管理者は、平常時から、本計画を継続的に改善し、学校防災力の向上を図っていくため、防災教育・防災訓練等の実施後、チェックシート等を活用し、計画の点検・検証等、問題点や課題等の洗い出しなどを行い、是正すべきところを改善し、計画を更新するというPDCAサイクルによるスパイラルアップを行う。

以上 総則

①(表1) 防災対策委員会編成表

委員名	職名	氏名	備考
委員長	校長	遠藤 比呂誌	
副委員長	教頭	高田 修作	
委員	教務主任	森 義雄	
〃	防災担当	大浦 史雄	
〃	生徒指導担当	小林 豪	
〃	1学年主任	濱田 加容子	
〃	2学年主任	大浦 史雄	
〃	3学年主任	吉岡 秀吾	
〃	養護教諭	黒田 実咲	
〃	主任主事	垂水 千咲季	

※ 委員数は各学校の必要に応じて増減させる。

②(表2) 学校災害予防管理組織表

防災対策委員会					
防災防火管理者 教頭 高田 修作					
校長室	遠藤比呂誌	理科室	大浦 史雄	3A教室	小林 豪
職員室	高田 修作	理科準備室	大浦 史雄	3B教室	森本 千晶
図書室	友行 真美	美術室	姫田 博仁	2A教室	加藤由起子
保健室	黒田 実咲	美術準備室	姫田 博仁	2B教室	鎌田 幹大
相談室	黒田 実咲	コンピュータ室	姫田 博仁	1A教室	姫田 博仁
視聴覚室	森 義雄	技術室	姫田 博仁	1B教室	友行 真美
視聴覚準備室	森 義雄	技術準備室	姫田 博仁	はばたき1年	八田紗里花
音楽室	濱田加容子	調理室	濱田加容子	はばたき2年	八田紗里花
音楽準備室	濱田加容子	資料室	高田 修作	はばたき3年	八田紗里花
放送室	森 義雄	配膳室	米田 和幸	はばたきトイレ	八田紗里花
被服室	濱田加容子	用務員室	米田 和幸	体育館	八田紗里花
職員トイレ男	高田 修作	職員トイレ女	黒田 実咲	プール	八田紗里花
中央トイレ男	姫田・小林・鎌田	中央トイレ女	森本・友行・加藤	自転車置場	小林 豪
西トイレ男	姫田・小林・鎌田	西トイレ女	森本・友行・加藤	機械室	米田 和幸
武道館(卓球場)	加藤由起子	外トイレ男	濱田加容子	生徒玄関	吉岡 秀吾
生徒活動室	吉岡 秀吾	外トイレ女	濱田加容子	小会議室	高田 修作
印刷室	垂水千咲季	給湯室	黒田 実咲		

③(表3) ア 学校災害対策本部編成表

分担	担当者名	役 割
総 括	本部長 遠 藤 比呂誌 副本部長 高 田 修 作	・校内放送等による連絡や指示 ・応急対策の決定 ・各班との連絡調整 ・教育委員会, 市町村, PTA等との連絡調整, 報告 ・消防署等への通報, 報道機関等との連絡, 対応・情報収集 ・非常持出し品の搬出 ・記録日誌の記入
安全点検・消火班	班長 大 浦 史 雄 班員 姫 田 博 仁 班員 小 林 豪	・初期消火, 安全点検 ・避難, 救助活動の支援 ・被害状況の把握 ・施設等の構造的な被害程度の調査及び本部への報告
安否確認・避難誘導班	班長 吉 岡 秀 吾 班員 鎌 田 幹 大	・揺れがおさまった直後に負傷の程度を的確に把握し, 本部に報告 ・安全な避難経路を使つての避難誘導 ・行方不明の生徒, 教職員を本部に報告
救 急 医 療 班	班長 黒 田 実 咲 班員 森 本 千 晶 班員 八 田 紗里花	・応急手当の実施 ・応急手当備品の確認 ・負傷や応急手当の記録 ・負傷者等の医療機関への送致・連絡
救 護 班	班長 濱 田 加容子 班員 森 本 千 晶 班員 垂 水 千咲季	・負傷者の救出, 救命 ・負傷者や危険箇所等の確認及び通報
保 護 者 連 絡 班	班長 齋 藤 智 子 班員 友 行 真 美 班員 八 田 紗里花	・連絡手段の検討・決定 ・引き渡し場所の指定 ・生徒の引き渡し作業 ・引き渡しの際の身元確認
応 急 復 旧 班	班長 森 義 雄 班員 垂 水 千咲季	・被害状況の把握 ・応急復旧に必要な機材の調達, 管理 ・危険箇所の処理及び立入禁止措置 ・避難場所の安全確認
避 難 所 支 援 班	班長 姫 田 博 仁 班員 米 田 和 幸	・市町村及び関係する地域自主防災組織等と連携し, 学校が避難所となったときの避難所運営支援
学 校 再 開 班	班長 加 藤 由起子 班員 鎌 田 幹 大	・学校教育活動を再開するために必要な作業・確認事項・協議

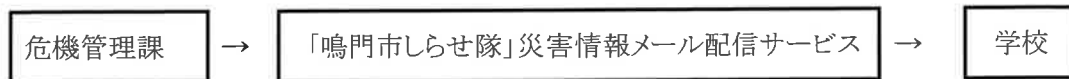
○時間の経過とともに, 状況が変化するので班員も状況に合わせて, 移動・補充させる。重複も可とする。

(表3-1) イ 学校災害対策本部 配備編成計画

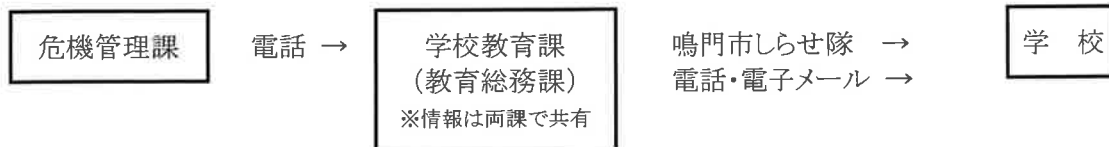
学 校 名		鳴門市鳴門中学校	
本部長名(職)		遠 藤 比呂誌(校長)	
・職務代行順位		高 田 修 作(教頭)	
・代行者名		森 義 雄(教諭)	
・(職)			
配 備 体 制			
警 戒 体 制		非 常 体 制	
配 備 時 期	【自動設置】 1鳴門市内に震度4又は5弱の地震が発生したとき。 2鳴門市に暴風警報が発表されたとき。 3大雨・洪水・高潮警報が発表され被害が予想されるとき。 4市災害対策本部が設置されたとき。 【判断設置】 1「徳島県」津波注意報が発表され、被害が予測されるとき。 2特殊な災害が発生し、又は災害の発生が予想されるとき。	配 備 時 期	【自動設置】 1鳴門市内に震度5強以上の地震が発生したとき。 2「徳島県津波」の津波警報・大津波警報が発表されたとき。 3特別警報が発表されたとき。 【判断設置】 1市災害対策本部が設置されたとき。 2災害応急対策のための自衛隊派遣を要請したとき。 3その他市長が必要と認めたとき。
配 備 内 容	【勤務時間内】 1管理職は情報収集に努める。 2被害の程度が軽微な場合は応急活動を行う。 3速やかに非常体制に移行し得る体制をとる。 【勤務時間外】 1校長からあらかじめ指名された職員は、直ちに校長に連絡をとり指示を受ける。 2他の職員は連絡があれば参集できる体制をとる。	配 備 内 容	【勤務時間内】 1管理職は情報収集に努める。校外にいる職員は、直ちに学校に帰る。 2被害の程度が軽微な場合は、応急活動を行う。 【勤務時間外】 1校長からあらかじめ指名された職員は、直ちに緊急配備につき情報収集に努める。 2被害が重大な場合は、校長が対応に必要な教職員を招集する。
備 考	1避難者がある場合は、避難所（体育館）を開放し、市教委に連絡する。 2震度4以上の地震が発生した場合は、施設を点検し、市教委に連絡を入れる。夜間の場合は翌朝に点検・報告をする。 3勤務時間外は、実情に応じて校長の判断で宿日直を配置する。 ※市災害対策本部が設置されることも配慮する。	備 考	1避難者がある場合は、避難所を開放し、市教委に連絡する。 2勤務時間外に、災害対策本部が設置される予告があった場合は、宿日直を配置し市教委に連絡する。 ◎非常体制では全教職員が行う。
		警戒体制及び市災害対策本部が設置されたときの宿日直勤務	
		※警戒体制の日直について、次の順に実施する。 ①二人組で対応し、原則として、夜間は男性職員で対応する。 ②日直は、8時10分～16時40分（宿直は、それ以外の時間帯を指す） ③下の班編成で実施する。 ④原則として日直は女性職員、宿直は男性職員で対応する。また、女性職員が少ないため、話し合い等で日直・宿直を決定して対応する。	
		1班 高田 友行 2班 森 森本 3班 姫田 齋藤 4班 小林 加藤	
		職務代行順位・氏名(職)	
		1 高田修作(教頭) 2 森 義雄(教諭)	

災害時の学校と教育委員会の連絡に関する基本事項

①市警戒本部・市対策本部の設置



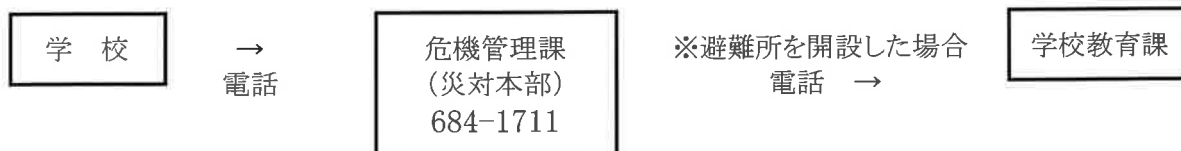
②避難所開設の予告/災害に関する情報



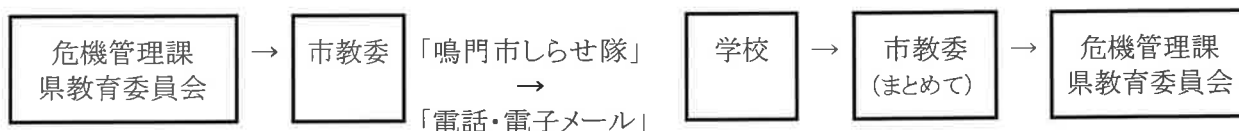
③宿日直を配置した場合/人的・物的被害が生じた場合



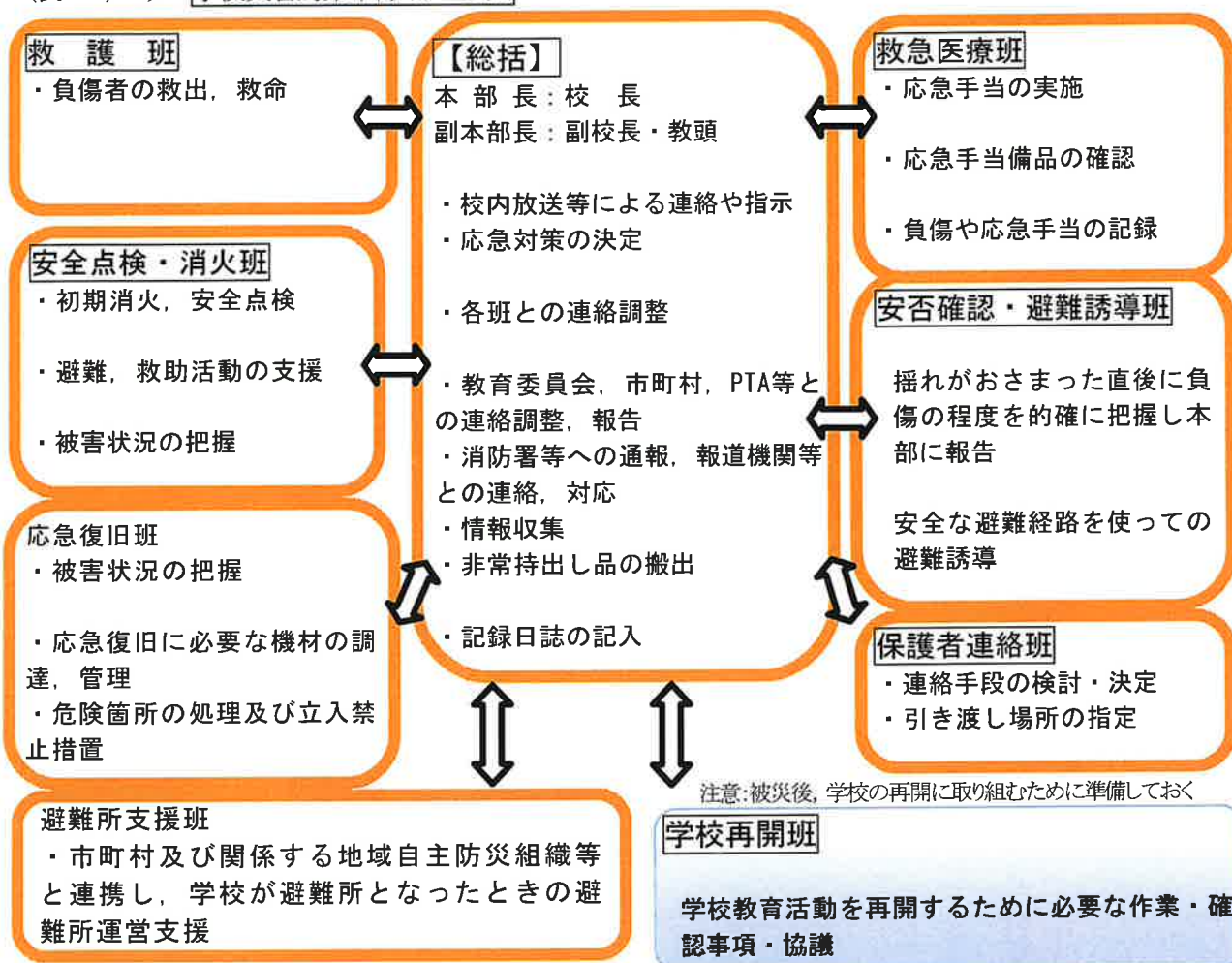
④避難所を開設する前に避難者が来校した場合



⑤報告あるいは災害対応等を依頼する場合(臨時休校・短縮日課等の災害対応, 人的・物的被害の有無)



(表3-2) ウ 学校災害対策本部イメージ図



(表3-3) エ 災害対策本部の設置基準と設置場所 … 設置権限者 校長(代替 教頭)

災害	設置基準	設置場所①	設置場所②
地震	徳島県災害対策本部の設置基準による	校舎が使用できる場合 校長室	校舎が激しいダメージを受けた場合 隣接する鳴門教育大学
津波	〃	校舎内に避難した場合 校長室	校舎外の高台に避難した場合 高台の避難場所
火災	〃	生徒棟より出火 校長室	管理棟より出火
風水害	〃	校舎内に避難した場合 校長室	校舎外に避難した場合 隣接する鳴門教育大学

(表3-4) オ 災害対策本部が設置された場合に本部内に備える物

防災ラジオ	ハンドマイク	ホワイトボード	パソコン	プリンター
乾電池	懐中電灯			
筆記用具(ボールペン・鉛筆,マジック,消しゴム,A4用紙,ノート,のり,ガムテープ)				

④(表4)(年 月分) 自主点検検査チェック票(日 常)

[illegible]

⑤(表5)(年 月分) 自主点検検査チェック票(定 期)

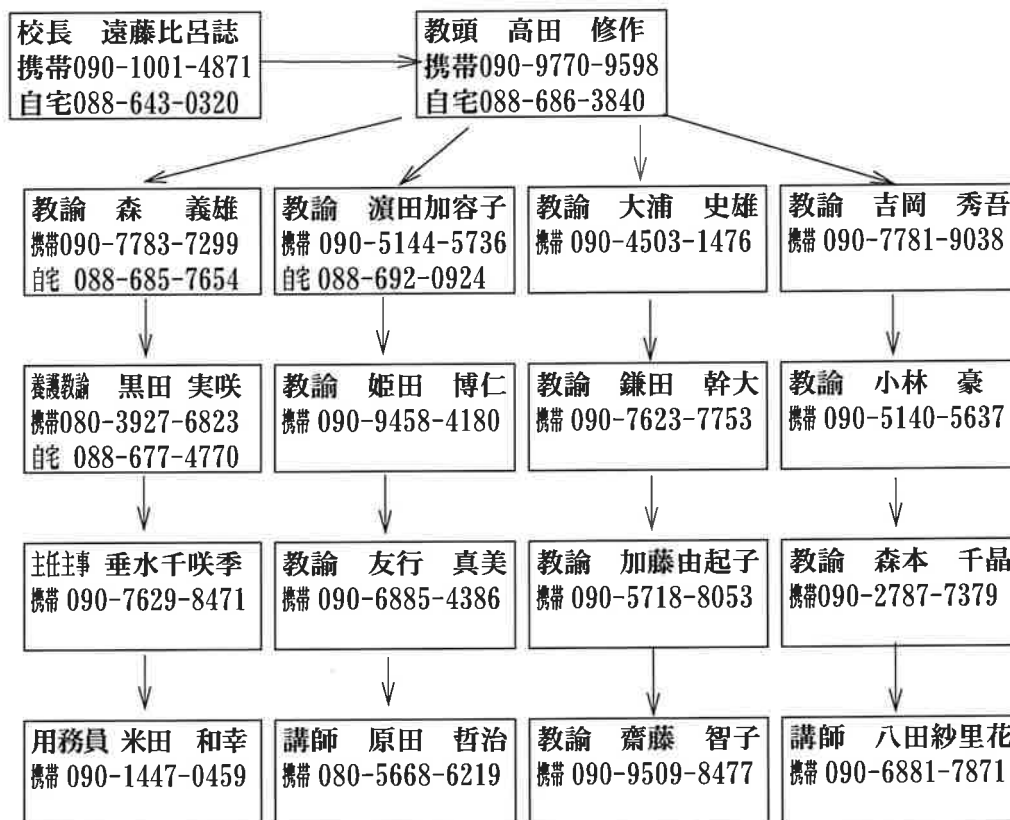
検 査 実 施 項 目 及 び 確 認 箇 所			検査日	繰	検査者名
建築物構造等	柱、梁、壁、床	・コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。			
	天井	・仕上材に、はく脱・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。			
	外壁・ひさし・パラペット	・貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等がないか。 ・外壁の耐火構造等に損傷はないか。			
	窓ガラス	・窓枠・サッシ等の仕上材に剥落、落下のおそれのある弛み、ガラス等のひび割れはないか。			
	その他	・防火区画を構成する壁、天井に損傷はないか。			
防火・避難施設	避難通路	・避難通路の幅員が確保されているか。			
	階段	・階段室に物品が置かれていないか。			
	避難口(出入口)	・扉の開放方向は避難上支障がないか。 ・避難階段等に通じる出入口、屋外への出入口の幅は適切か、又付近に支障となる物品は置いていないか。			
	屋上・ベランダ	・避難に支障となる工作物や物品はないか。			
火気使用設備	ガス	・元栓は閉めているか。 ・ガス管は老朽化してないか。			
	石油ストーブ ガスストーブ	・周りに引火物がないか。 ・安全装置は作動するか。			
危険物施設等	ガラス器具	・転倒・落下し破損・飛散してないか。			
	薬品類	・収納戸棚は転倒しないか。			
	医薬品類	・混合発火を避けるため、薬品は種類別に収納されているか。 ・自然発火防止の保護液は充分か。 ・危険度の高い薬品の収納方法は万全か。			
	食器類	・転倒・落下し、破損・飛散しないか。			
	油類	・転倒・落下し流出することはないか。			
電気設備	電気器具・設備	・タコ足配線による接続はしていないか。 ・コードに亀裂、老化、損傷はないか。 ・許容電流の範囲内で適正に使用しているか。 ・変電設備は、有資格者が定期的に検査しているか。			
	その他	ロッカー・整理棚 テレビ コンピュータ 照明器具 サッカーゴール等 ブロック塀等			
注1 チェック欄には、良は○印、不備は×印を、即時補修(改修)したときは△印を記入する。			防火管理者確認		
2 不備欠陥事項は、防火管理者に報告すること。					
※ その他、学校の置かれた状況に応じて予防点検項目を定める。					

⑥(表6) 教職員の緊急時連絡体制

休日・夜間の連絡及び安否確認の方法

方 法	・電話による安否確認
	・まちcomiメールによる一斉連絡 安否確認

連絡網



電話連絡

- ・本部長は校長が行い、代理は、教頭。その代理は教務主任として連絡業務を行う。
- ・連絡が取れない場合は、次の人に連絡をして、各班長に連絡の取れない人物を報告する。
- ・最後の人は、各班長に連絡が来たことを報告する。各班長は副部長に、副部長は本部長に連絡する。
- ・自分が通信手段を失った場合は、自ら本部長へ連絡する。(災害伝言ダイヤル、避難先から電話かメールなど)

メール連絡

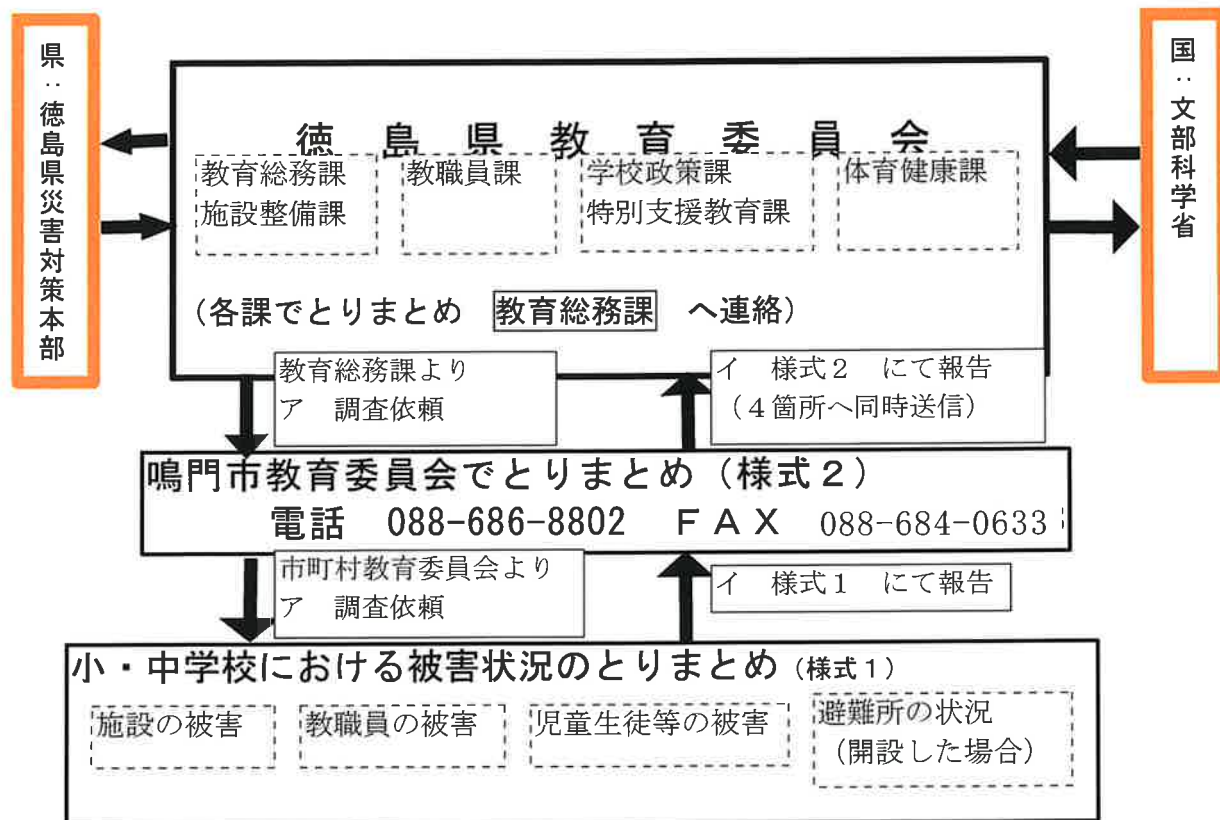
- ・配信は本部長より副部長①②・班長へ一斉配信。班長は班員へ転送。(代替は副部長①, 副部長②の順)
- ・返信は各班長でとりまとめた後、本部長、副部長①②へ結果報告メールする。

<学校より距離別職員一覧表>

近距離(0～4Km)圏		中距離(4～10Km)圏		長距離(10Km以上)圏	
友行真美	姫田 博仁	高田 修作	森 義雄	遠藤比呂誌	濱田加容子
		小林 豪	齋藤 智子	加藤由起子	大浦史雄
		森本 千晶	原田 哲治	吉岡秀吾	鎌田幹大
				八田紗里花	黒田実咲
				垂水千咲季	米田和幸

⑦ 災害発生時における被害報告連絡体系図

- ア 災害発生時には、県教委教育総務課において必要と判断した場合、教育総務課より県立学校・市町村教委へ被害調査を依頼する。
- イ 県立学校は、教職員および生徒の被害、施設の被害状況、避難所としての対応等を確認し、様式1にて、教育総務課(施設整備課含む)、教職員課、学校政策課(特別支援教育課含む)、体育健康課の4箇所へFAXにて同時送信する。
- なお、小・中学校においては様式1にて市町村教委に報告し、市町村教委は様式2にまとめた後、上記4箇所へFAXにて同時送信する。
- ウ 報告した各被害状況について、さらに対応が必要な場合は、各課と学校が直接連絡を取り対応する。



その他、各学校が災害発生時に連絡する必要がある箇所の一覧表

連絡先	電話番号	FAX
鳴門消防署	088-684-1334	
鳴門病院	088-683-0011	088-683-1860
鳴門市役所危機管理課	088-684-1711	
鳴門市教育委員会学校教育課	088-686-8802	

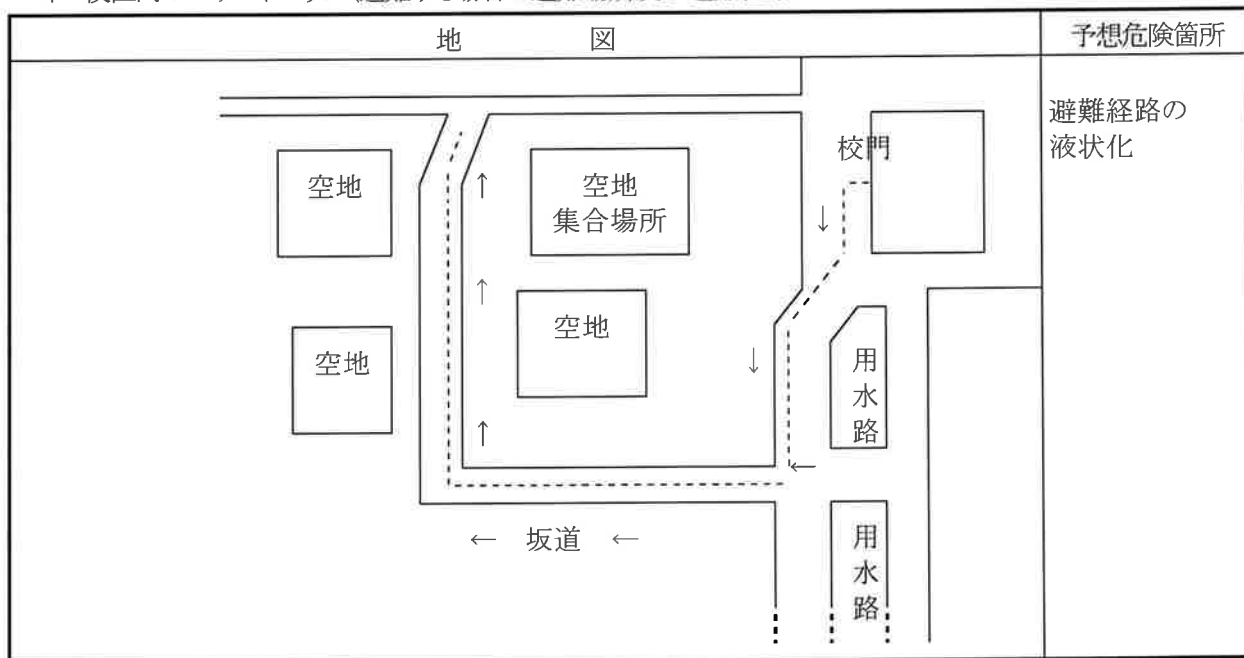
⑧ 各災害に対する対策検討シート

<平常時からしておくこと>

ア 学校の被災リスク

学校名	鳴門市鳴門中学校		
〒 772-0052	所在地	徳島県鳴門市鳴門町三ツ石字芙蓉山下251番地	
Tel	088-687-1153	Fax	088-687-3366
校長名	遠藤 比呂誌		
生徒数	142名	職員数	17名
校舎 A の立地条件			
①木造・鉄筋コンクリート造・鉄骨造 2 階建 ②耐震化 できている・できていない			
③標高 1.4 m			
④想定される被害 浸水・液状化			
校舎 B の立地条件			
①木造・鉄筋コンクリート造・鉄骨造 階建 ②耐震化 できている・できていない			
③標高 m			
④想定される被害 浸水・土砂崩れ・()			
体育館の立地条件			
①木造・鉄筋コンクリート造・鉄骨造 階建 ②耐震化 できている・できていない			
③標高 1.4 m			
④想定される被害 浸水・液状化・倒壊			

イ 校区内のハザードマップ(避難する場合の避難場所及び避難経路)



⑨ 備蓄物品管理表

	備蓄品名	数 量	保管場所	使用期限	管理責任者	確認日
救急 救助 用品	救急医薬品	1	保健室		養護教諭	4月6日
	担架	2	保健室		養護教諭	〃
	三角巾	10	保健室		養護教諭	〃
	毛布	100	体育館2階防災倉庫		教頭	〃
	車椅子	1	保健室		養護教諭	〃
		1	体育館1階倉庫		教頭	〃
	簡易担架レスキューボード	1	体育館2階防災倉庫		教頭	〃
安全 確認 ・ 誘導 用 備 品	ロープ	5	体育倉庫		体育主任	〃
	ハンマー	4	体育倉庫		体育主任	〃
	バール	2	体育倉庫		体育主任	〃
	ハンドマイク	2	職員室		教務主任	〃
人員 点呼 用 備 品	懐中電灯	5	職員室		事務	〃
	予備電池	5	職員室		事務	〃
	LEDライト	3	職員室		事務	〃
情報 収集 ・ 通 信 用 備 品	ラジオ	1	職員室		教頭	〃
	トランシーバー	5	職員室		教務	〃
	災害用電話機	1	体育館2階防災倉庫		教頭	〃
	トランシーバー	2	体育館2階防災倉庫			
	トランシーバー	2	地震自動解錠ボックス			
消火 設 備 品	消火器	20	校舎内		教頭	〃
		4	体育館		教頭	〃
		2	武道館		教頭	〃
飲料 用 備 品	飲料水	2リットル×48	体育館2階防災倉庫	2022年	教頭	〃
そ の 他	ブルーシート	3	管理棟女子トイレ前		教頭	〃
	ブルーシート	5	体育館2階防災倉庫		教頭	〃
	発電機	2	体育館2階防災倉庫		教頭	〃
	コードリール	2	体育館2階防災倉庫		教頭	〃
	エンジンオイル	8リットル×2	体育館2階防災倉庫		教頭	〃
	水中ポンプ・ホース	2	体育館2階防災倉庫		教頭	〃
	ガソリン携行缶	4リットル×2	体育館2階防災倉庫		教頭	〃

地震・津波 編

本項については、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年12月14日法律第123号)第71条1項にて作成を義務づけられている避難確保計画に該当するものである。

ア 地震・津波発生時の基本対応及びその流れ(生徒が在校時の津波を想定)

緊急地震速報

地震は「徳島県地震動被害想定調査」(平成17年3月)より

津波は「徳島県沿岸における津波浸水想定説明資料」(平成25年4月)

教職員・緊急地震速報の内容を校内放送等で教職員、児童生徒に連絡する。

・教室等の出入り口を確保する。

・大きな声での確な指示「頭部の保護、机の下への避難、机の脚を持つ、その場を動かない」

生徒・頭部を保護する準備(ヘルメット、防災ずきん、座布団等)・机の下にもぐる

地震発生(震度〇〇を想定)

震度5以上

・大きな声での確な指示「頭部の保護、机の下への避難、机の脚を持つ、その場を動かない」

・支援を要する生徒等への対応には十分配慮する。

・まずは安全を確保し、大きな揺れが収まったら避難開始

STEP 1 生徒等の安全確保

校内放送・ハンドマイク

①「大きなゆれに備えてください。」

②「揺れが収まりました。生徒の皆さんは速やかに落ち着いて、2年生は正門前に、1・3年生は体育館横の駐車場に避難してください。」

津波発生

第1波		最大波 (第〇波) (里浦海岸)		1次避難場所	1・3年生は体育館横駐車場 2年は正面玄関
48分	0.2m	64分	6m	2次避難場所	中学校東側の高台

STEP 2 避難

・即座に、1次避難場所に上履きのまま全校避難する。

・教職員は大きな声での確に指示し、避難誘導負傷者搬送を行う。

・授業者は出席簿、職員室にいる教職員は生徒名簿・携帯ラジオを携帯する。

・運動場が危険と判断される場合は、校舎東側の高台へ避難する。

STEP 3 避難後の生徒等の安全確認

・生徒の安否確認をする。

・負傷者の確認と応急処置をする。

・情報収集を確実にし、津波の恐れがなくなるまで待機する。

STEP 4 避難した後の学校の対応

・大津波警報や津波警報が解除になるまでは、避難場所待機する。解除を確認してから下校。

学校が津波により使用できない場合は、校舎東側の高台で待機

・緊急を要する生徒等の病院への搬送や保護者への連絡

・生徒の不安への対処

・警察、消防、医療機関、教育委員会への連絡

・情報収集

・マスコミ等及び保護者への対応(対応窓口の一本化)

学校が使用できる場合は学校へ移動

STEP 5 保護者への生徒等の引き渡し

・保護者へ次の3点を連絡(電話、電子メール、学校のホームページ、地域の有線放送)

①生徒等は全員無事、中学校東側の高台へ避難し待機中

②大津波警報・津波警報が解除になるまで、生徒は待機させる。

③解除後、下校させるので迎えに来て下さい。(危険な場合は無理をしない)

イ 地震・津波が発生した場合の情報収集のための機器や方法

機器・方法	設置場所・情報集の方法	担当者
J-alert		
ラジオ	職員室に設置，地震を感じたらラジオをつける。	教頭or教務
テレビ	職員室に設置，地震を感じたらテレビをつける。	教頭or教務
インターネット	職員のパソコンに接続 随時チェックを行う。	教職員
携帯電話	全職員で受信する。	教職員

ウ 地震・津波が発生した場合の避難場所及びその判断基準

	判断基準	避難場所と避難経路と学校災害対策本部設置場所
CASE1	○地震発生 ・震度5以上 「津波は伴わない」 ・気象庁より「津波の心配はありません」の発表があったとき	避難場所:1・3年は体育館横の駐車場 2年は正面玄関 集合形態:集会の隊形 (学級別・男女別各2列 委員長・副委員長を先頭に) 人員点呼 各担任→学年主任→教頭→校長
CASE2	○地震発生 ・震度5以上 ○津波発生 ・津波警報発令 ・大津波警報発令 ・津波到達予想時刻が45分以内 ・液状化の被害がない	2次避難場所: <u>中学校東側の高台</u> 集合形態:集会の隊形 (学級別・男女別各2列 委員長・副委員長を先頭に) 人員点呼 各担任→学年主任→教頭→校長 状況を見て2次避難場所へ移動(<u>中学校東側の高台</u>) 集合形態:集会の隊形 (学級別・男女別各2列 委員長・副委員長を先頭に) 人員点呼 各担任→学年主任→教頭→校長
CASE3	○地震発生 ・震度5以上 ○津波発生 ・津波警報発令 ・大津波警報発令 ・津波到達予想時刻が45分以上 ・液状化の被害がひどく校舎の倒壊や避難経路の寸断がある場合	避難場所: <u>中学校東側の高台</u> 集合形態:集会の隊形 (学級別・男女別各2列 委員長・副委員長を先頭に) 人員点呼 各担任→学年主任→教頭→校長 状況を見て2次・3次避難場所への移動・決定2次避難場所 (<u>中学校東側の高台</u>)3次避難場所(鳴門教育大学A棟3階) 決定者 ①校長 ②教頭 ③教務主任 ④防災担当主任の順 避難場所候補地 <u>中学校東側の高台</u> 鳴門教育大学人文棟 3階 集合形態:集会の隊形 (学級別・男女別各2列 委員長・副委員長を先頭に) 人員点呼 各担任→学年主任→教頭→校長 3次避難場所(鳴門教育大学人文棟) 長時間の避難待機が考えられる時は，鳴門教育大学人文棟(3階)

エ 地震・津波が発生した場合、持ち出さなければならない重要書類と保管場所

品 名	保管場所	担当者
生徒名簿	職員室	各学年主任
ラジオ	職員室	教頭or教務主任
携帯電話	各教職員	各教職員
防災マニュアル	職員室	校長・教頭・学年主任
トランシーバー	職員室	教頭・安全主任

※非常用持ち出し袋の中身(エ)

オ 地震・津波が発生した場合、連絡が必要な機関について整理

鳴門市教育委員会	088-686-8801		kyoikusomu@city.naruto.lg.jp	
鳴門市災害対策本部	088-684-1330			
鳴門消防署	088-684-1334			
鳴門病院	088-683-0011	088-683-1860		
鳴門警察署	088-685-0110			
高島駐在所	088-687-1155			
土佐泊駐在所	088-687-0210			
高島公民館	088-687-1528			

カ 地震・津波が発生した場合、避難経路と避難場所



キ 保護者への引き渡しについて

(ア) 地震・津波が発生した際、生徒の下校・学校待機・保護者への引き渡しの安全確認の基準

対 応	保護者へ引き渡す際の安全確認の基準等
生徒を下校させる場合	・大津波警報・津波警報が解除されている ・通学路の安全が確保されている (鳴門東小学校校区の海岸線・ウチノ海線 など) ・公共交通機関が支障なく運行をしている。
生徒を学校に待機させる場合は、安全が確認されるまで学校に待機 引き渡し場所:学校	・大津波注意報・津波注意報が発令中である ・通学路の安全が確保されていない (東小学校校区の海岸線・ウチノ海線 など) ・公共交通機関が支障なく運行できていない ・校舎の被害が少なく、校舎が安全に使用できる
生徒を避難所に待機させる 引き渡し場所:避難場所 【高台(中学校東側)・鳴門教育大】	・大津波警報・津波警報が発令中である ・通学路の安全が確保されていない (鳴門東小学校校区の海岸線・ウチノ海線 など) ・公共交通機関が支障なく運行できていない ・液状化などにより、校舎が被害をうけ、運行に支障がでている

(イ) 地震・津波が発生した際、生徒を引き渡す際の保護者への連絡方法

(電話やメールが使用できないときに、保護者が情報を得られる場所や方法も考慮)

判断責任者氏名: 校長	担当者氏名: 各学級担任
連絡方法・手順	・緊急連絡網による電話連絡 ・マチcomiメールによる一斉送信 ・災害伝言ダイヤルの活用
連絡が取れない場合の対応	・災害掲示板に掲示する ・保護者が迎えに来るまで、児童生徒は学校に待機させる。

(ウ) 生徒の保護者への引き渡し方法

引き渡し判断決定者: 校長	担当者: 各学級担任
・保護者の確認(生徒の氏名確認・生年月日・続柄を確認する) ・生徒名簿に引き取りに来た保護者の署名をしてもらう ・生徒により保護者であるかどうかを確認させる ・通学路の安全が確認された場合に引き渡す。 (大津波警報・津波警報発令中は保護者もいっしょに待機してもらうよう促す。)	

ク 生徒が在校時以外の対応

登下校時	・緊急連絡網・マチcomiメールを利用して自宅になど安全な場所に待機するよう連絡をする。 ・職員を手分けして通学途中の生徒に連絡 ・早く登校した生徒や学校の方が安全だと思われる生徒は学校で待機させる。 ・関係諸機関に連絡
学校外の諸活動時	・活動をしている地域の方々に聞き、安全な場所に待機させる ・学校(校長)と連絡を取り、適切な対処法を協議する。 ・安全確保を最優先させ、待機させる。
在宅時	・緊急連絡網・マチcomiメールを利用して自宅や近くの避難所に待機するよう連絡をする。 ・職員が手分けをして校区内を巡視 ・学校が避難所になることを想定して準備を行う。

STEP 5 保護者への児童生徒等の引き渡し（下校の判断基準）

（１）下校の判断基準について

- ・下校時の安全が確保されない場合は、原則、学校に待機させる。保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童生徒等と共に学校（安全な避難場所）に留まることや避難行動を促す。（沿岸部では大津波警報・津波警報発表時は原則、帰さない。）
- ・下記の情報を確認し、児童生徒等の下校等について安全面を総合的に判断し決定する。

- ・津波警報・大津波警報の有無
- ・二次災害（火災・建物崩落・余震）の有無
- ・「避難勧告」「避難指示」発令の有無
- ・通学路の安全状況の確認
- ・児童生徒等の帰宅先及び帰宅後の状況
（家庭で一人にならないか）
- ・児童生徒等の家庭周辺の安全状況の確認

津波が想定される地域は、
「津波警報」「大津波警報」発表中は原則として児童生徒等は帰さない。

（２）保護者への児童生徒等の引き渡し（（１）下校の判断基準により安全が確認された後）

教職員

保護者連絡班

- ・児童生徒等の保護者へ連絡をとる。（電話、電子メール、学校のホームページに掲載、地域の有線放送等にて）

（連絡例）

- ①児童生徒等は全員無事、避難場所名へ避難し待機中
- ②大津波警報・津波警報が解除になるまで、児童生徒等は待機させる。
（津波が想定される沿岸部の地域の場合）
- ③解除後、下校させるので迎えにきて下さい。
（危険な場合は無理をしないこと）

※電話やメールが使用できないことも考えられるため、引き渡しの際の連絡方法等を事前に文書等で周知・徹底しておく。

- ・大災害の場合に学校から避難する際の避難場所
- ・児童生徒等は、保護者と連絡がとれるまで下校させないこと
（連絡方法例）○電話・メールにて連絡する。
○学校のホームページに掲載する。
○市町村役場等に避難状況を掲示して、知らせる。
○学校の玄関等に避難状況を掲示して、知らせる。
など
- ・保護者は、危険を冒して迎えにこないこと

- ・保護者が迎えにきた場合は、（１）下校の判断基準にもとづき安全が確認されたら、引き渡しカード等を活用し、児童生徒等を保護者に引き渡す。同時に、翌日以降の登校に関する連絡も行う。

（連絡例）①翌日は、〇〇時に登校してください。午前中授業とします。

②明日は臨時休業とします。登校する日時は、後日保護者の方に連絡します。

- ・保護者と連絡が取れない児童生徒等は、学校（安全な避難場所）で待機させる。
- ・引き渡し後の児童生徒等の安全確認をする。（電話、メール等）

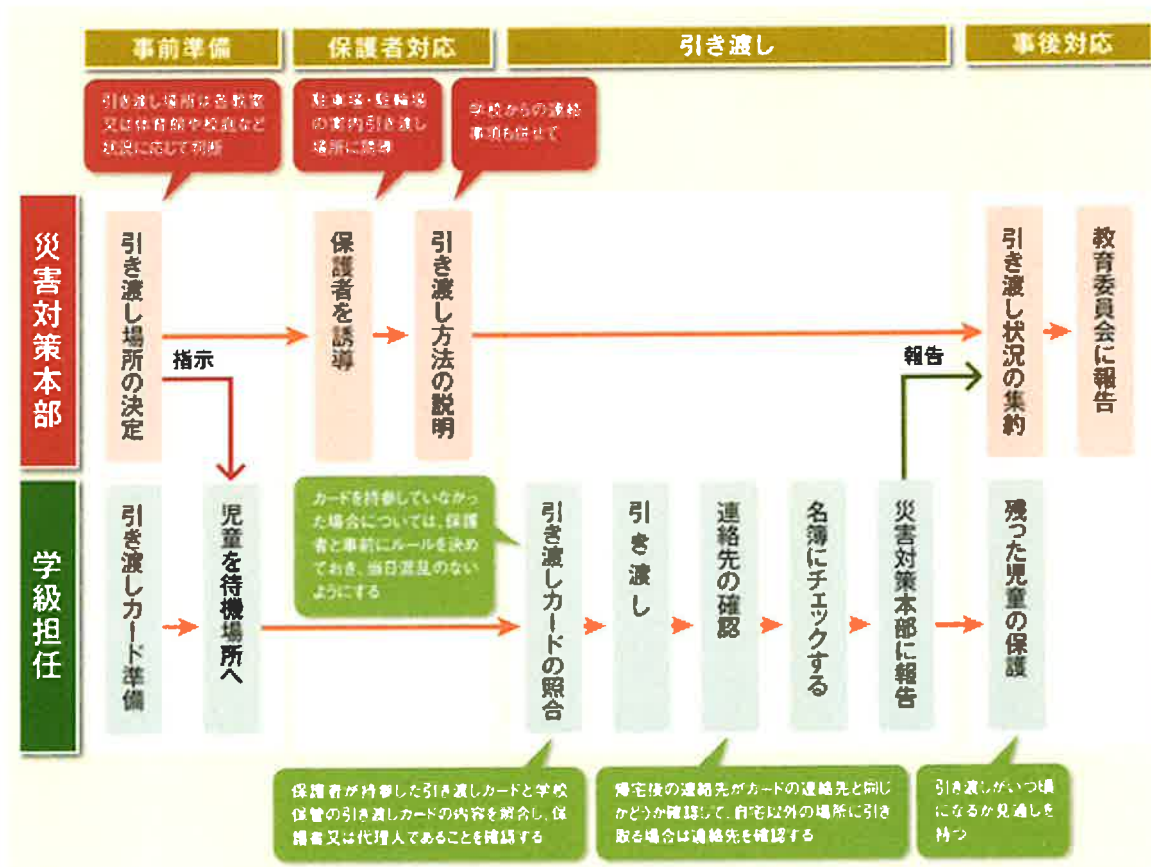
引き渡しカード

学年		組		氏名		血液型	
住 所						地区名	
保護者名				続柄		電 話	
兄弟姉妹							
緊急時連絡先							
引 渡 時 記 入 欄							
引 取 者					生徒等との関係		
引渡日時	月	日 ()	時	分	教 職 員 名		
避難場所	自宅・その他 ()				特 記 事 項		

- ・事前に必要事項を記入し、学級担任等が保管しておく。
- ・児童生徒等を引き渡す際に、引渡時記入欄を記入してもらい学校が保管することにより、保護者に確実に引き渡す。

○校内における引き渡しの手順（次のとおり） 参照：学校防災マニュアル（文部科学省）より

■ 校内における引き渡しの手順



「南海トラフ地震臨時情報」発表時の学校における対応方針

(1) 学校の対応方針

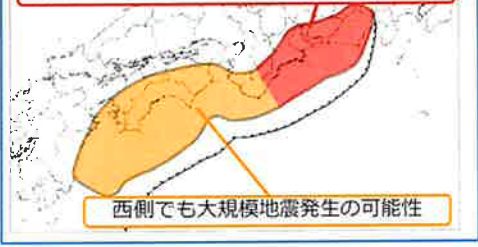
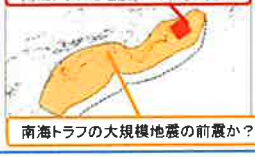
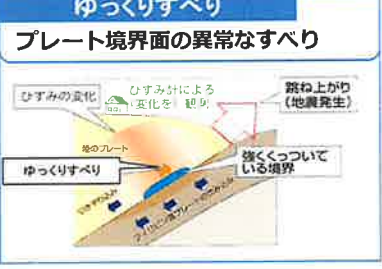
情報名	学校の対応		
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	学校活動の継続と警戒対応(注意対応)の準備		
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	次の 判断基準 により、A・Bのいずれかとする A 1週間程度の臨時休業(週休日・休日を含む) B 原則として、3日間の臨時休業(週休日・休日を含む)		
中学校・高等学校 注3		巨大地震警戒(半割れ)	
「津波浸水または土砂災害」の可能性が高い		A	
「津波浸水かつ土砂災害」の可能性が低い		B	
特別支援学校		巨大地震警戒(半割れ)	
学校の地理的条件に関係なく		A	
判断基準			
学校の地理的条件による分類		学校の種類による分類	
土砂災害の可能性	津波浸水の可能性	自力で避難が可能	避難する際、配慮や支援が必要
土砂災害警戒区域内または隣接している	津波浸水想定区域内または隣接している地域等	A	A
	津波浸水想定区域外	A	A
土砂災害警戒区域外	津波浸水想定区域内または隣接している地域等	A	A
	津波浸水想定区域外	B	A
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	C 注意対応をとりながら、原則として、学校活動を継続		
・南海トラフ地震臨時情報 (調査終了) ・国からの呼びかけ	平常の学校活動を継続		

注1 国からの呼びかけ(注意する措置解除)が発表されても、巨大地震発生の可能性はなくなったわけではないことに留意すること。

注2 津波浸水想定及び土砂災害警戒区域については、徳島県防災・減災マップ、徳島県水防・砂防情報マップ(徳島県ホームページ)を参照のこと。

注3 市町村立学校については、本方針を参考に市町村教育委員会の方針に基づくこと。

参考 気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」について

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 (4つのキーワード付記)	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	調査を開始した場合、または調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	「半割れケース」に相当する現象と評価した場合 半割れ 南海トラフの東側だけで大規模地震が発生 (西側が未破壊) 南海トラフ東側で大規模地震(M8クラス)が発生  西側でも大規模地震発生の可能性
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	「一部割れケース」／「ゆっくりすべりケース」に相当する現象と評価した場合 一部割れ 南海トラフの中で比較的大きい地震が発生 (M7クラス) 南海トラフで地震(M7クラス)が発生  南海トラフの大規模地震の前震か？ ゆっくりすべり プレート境界面の異常なすべり 
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	(巨大地震警戒)(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

- 「南海トラフ地震臨時情報」啓発動画 徳島県（令和2年7月）
「南海トラフ巨大地震に備える ～臨時情報を活用した防災対応について～」
YouTube「徳島県チャンネル」

・ダイジェスト版

<https://youtu.be/sI56aPJ5AY0>



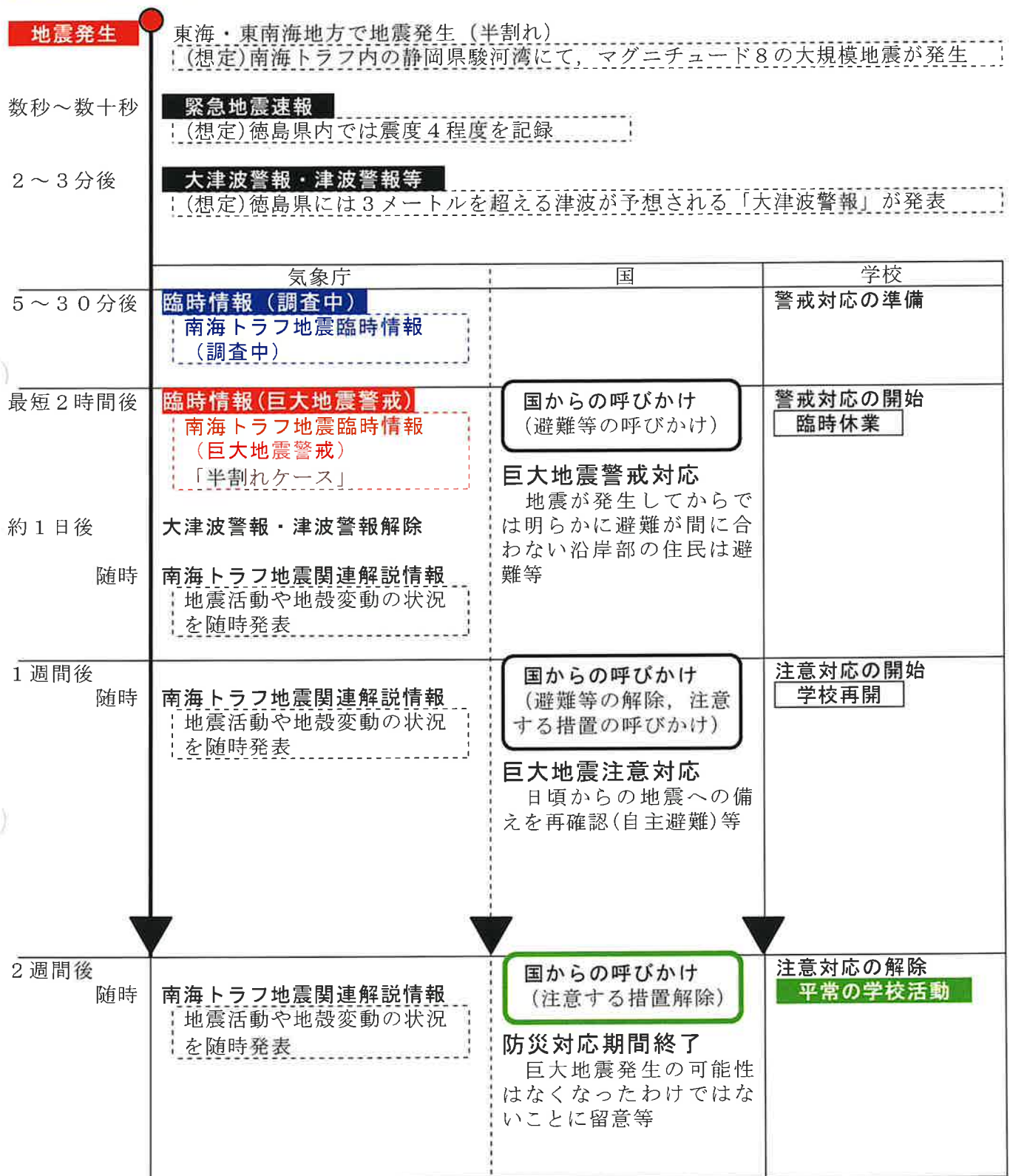
・フル版

<https://youtu.be/xwfnp21qexg>



(2) 対応 A [半割れ 津波浸水または土砂災害の可能性の高い場合]

タイムライン



具体的対応

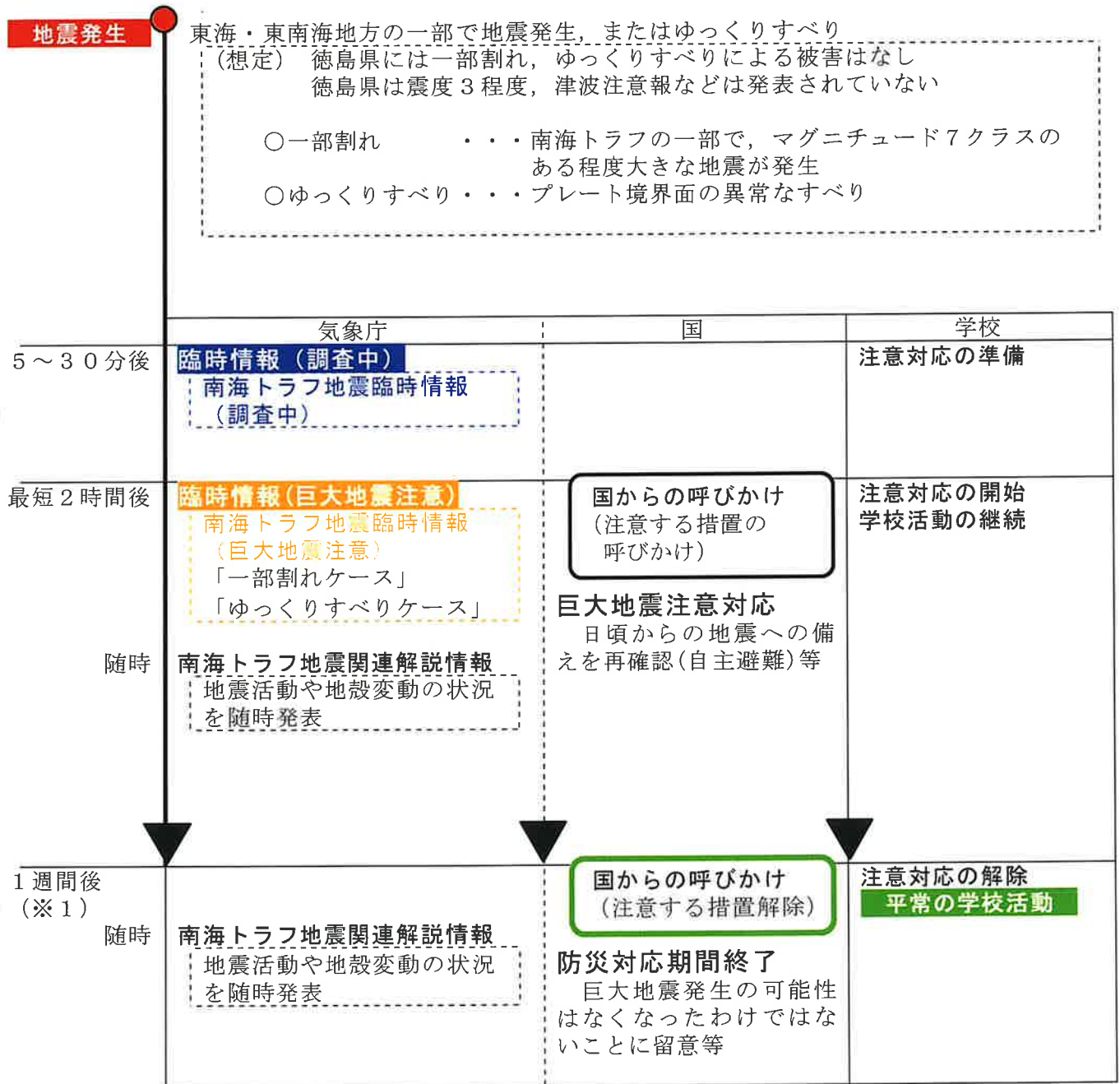
(注) 津波災害警戒区域内では、大津波警報等に対し、児童生徒等の安全確保を最優先に対応する。

地震発生	臨時情報の発表が学校の時間内	臨時情報の発表が学校の時間外
緊急地震速報、 大津波警報、 津波警報 等への対応	『学校防災管理マニュアル』 (地震・津波発生時の対応) 参照 STEP 1 児童生徒等の安全確保 STEP 2 避難 STEP 3 避難後の児童生徒等の安全確認 STEP 4 避難した後の学校の対応 STEP 5 保護者への児童生徒等の引き渡し	『学校防災管理マニュアル』 (地震・津波発生時の対応) 参照 STEP 1 安全な方法で関係する 教職員は学校へ参集 STEP 2 教職員が参集した後の 学校対応
臨時情報 (調査中) 警戒対応の準備	基本対応の確認 ○地震関連の情報収集 ○児童生徒等の安全確保 ○教職員の状況把握 ○学校災害対策本部設置の確認 ○連絡体制の確認 ○避難体制(避難場所、避難所、備蓄)の確認	基本対応の確認 ○関係教職員の参集 ○地震関連の情報収集 ○学校災害対策本部設置の確認 ○連絡体制の確認 ○避難体制(避難場所、避難所、備蓄)の確認
臨時情報 (巨大地震警戒) 国からの呼びかけ (避難等の呼びかけ) 警戒対応の開始 臨時休業	南海トラフ地震対策臨時職員会議の開催 ○学校の臨時休業等の判断 ○児童生徒等の安全確保・安否確認 ○保護者への引渡しと今後の対応を周知 ○児童生徒等・保護者との連絡体制の確保 ○学校からの情報発信開始 ○施設設備点検及び減災対策補強 ○県教委への対応状況報告 ○市町村・関係機関等と連携体制の確認 ○市町村から学校が避難所に指定された 場合の対応	関係教職員の参集・対策会議 ○学校の臨時休業等の判断 ○児童生徒等・保護者へ対応を周知 ○学校からの情報発信開始 ○施設設備点検及び減災対策補強 ○県教委への対応状況報告 ○市町村・関係機関等と連携体制 の確認 ○市町村から学校が避難所に指定 された場合の対応
	○臨時休業の期間中に、教育活動再開に向けての検討・準備 ・指導計画の見直しと指導体制等の検討 ・教育相談体制の補充 ・地域連携体制の確認 ・対応状況の記録と報告	
国からの呼びかけ (避難等の解除、注意 する措置の呼びかけ) 注意対応の開始 学校再開	臨時の職員会議(学校再開に向けての検討) ○地震関連の情報収集し、学校再開の検討・判断 ○児童生徒等の状況把握、学校施設の安全確認、児童生徒等の通学路等の安全確保 ○関係機関・市町村・県教委との連携・協議 ○児童生徒等・保護者へ学校再開について連絡 ○県教委への報告	
	○注意対応の維持と地震情報の収集 ○児童生徒等の心身状態、家庭状況の把握 ○各校の状況に応じた教育活動の再開	
国からの呼びかけ (注意する措置解除) 注意対応の解除 平常の学校活動	○平常の学校活動の継続	

事前避難対象地域内にある学校は、臨時休業中、安全な場所への移動・避難を検討し、学校再開に備える。

(3) 対応C [一部割れ、ゆっくりすべり の場合]

タイムライン



(※1)

一部割れ・・・1週間後

ゆっくりすべり・・・すべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまで

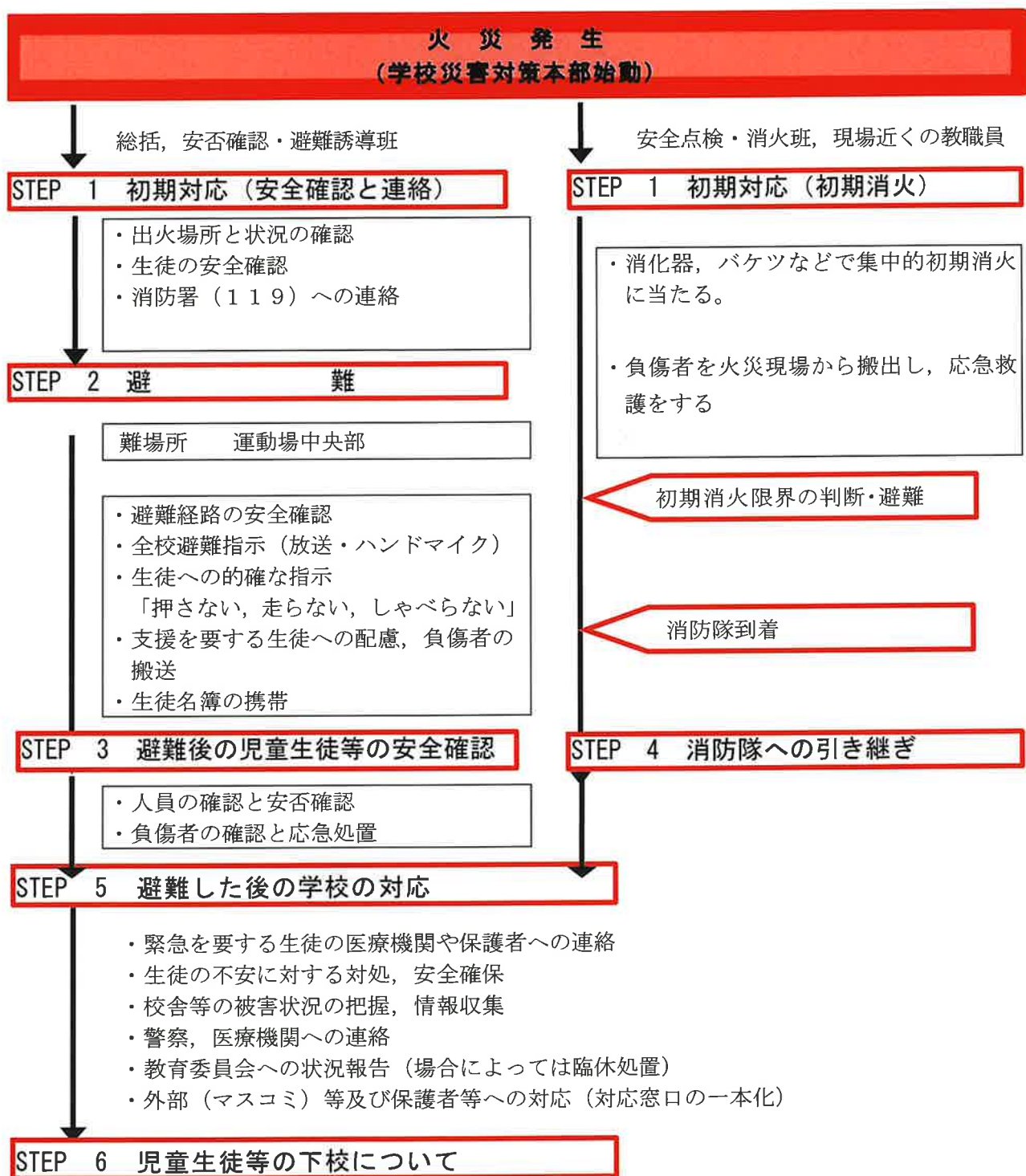
具体的対応

(注) 児童生徒等の安全確保を最優先に対応する。

地震発生	臨時情報の発表が学校の時間内	臨時情報の発表が学校の時間外
臨時情報 (調査中) 注意対応の準備	基本対応の確認 ○地震関連の情報収集 ○児童生徒等の安全確保 ○教職員の状況把握 ○学校災害対策本部設置の確認 ○連絡体制の確認 ○避難体制(避難場所,避難所,備蓄)の確認	基本対応の確認 ○地震関連の情報収集 ○学校災害対策本部設置の確認 ○連絡体制の確認 ○避難体制(避難場所,避難所,備蓄)の確認
臨時情報 (巨大地震注意) 国からの呼びかけ (注意する措置の 呼びかけ) 注意対応の開始 学校活動の継続	南海トラフ地震対策臨時職員会議の開催 ○学校の教育活動継続の判断 ○児童生徒等の安全確保・安否確認 ○保護者へ今後の対応を周知 ○児童生徒等・保護者との連絡体制の確保 ○学校からの情報発信開始 ○施設設備点検及び減災対策補強 ○県教委への対応状況報告 ○市町村・関係機関等と連携体制の確認 ○市町村から学校が避難所に指定された 場合の対応 ○注意対応をとりながら、学校活動を継続	関係教職員の参集・対策会議 ○学校の教育活動継続の判断 ○児童生徒等・保護者へ対応を周知 ○学校からの情報発信開始 ○施設設備点検及び減災対策補強 ○県教委への対応状況報告 ○市町村・関係機関等と連携体制 の確認 ○市町村から学校が避難所に指定 された場合の対応
国からの呼びかけ (注意する措置解除) 注意対応の解除 平常の学校活動	○平常の学校活動の継続	

火災 編

ア 火災発生時の基本対応及びその流れ（生徒が在校時）



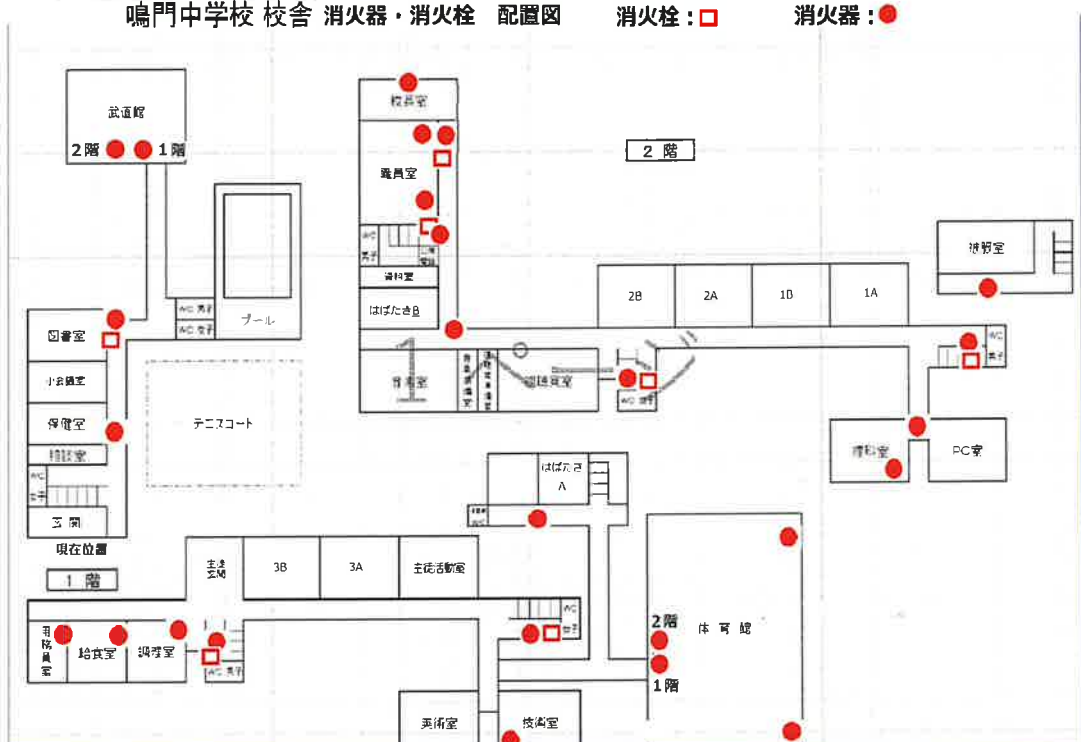
・学校火災発生の際、生徒の避難を完了し安全を確保したら、下校について安全状況を慎重に確認し、校長が判断する。

(授業を再開する・学校に待機させる・各自下校させる・保護者へ引き渡す)

イ 火災が発生した場合の情報収集のための機器や方法

機器・方法	設置場所・情報集の方法	担当者
火災報知器	各階・体育館などに設置	教頭

ウ 校内防火機器等配置図及び校内避難経路図（避難場所及びその判断基準）

校内防火機器等配置図及び校内避難経路図	鳴門中学校 校舎 消火器・消火栓 配置図 消火栓：□ 消火器：● 	
	判断基準	避難場所と避難経路と学校災害対策本部設置場所
	C ○ 火災発生 A 初期消火によって消火可能 S E 1	災害対策本部 校長室 避難場所：グラウンド中央部 または 武道館横駐車場 集合形態：集会の隊形 （学級別・男女別各2列 委員長・副委員長を先頭に） 人員点呼 各担任→学年主任→教頭→校長
	C ○ 火災発生 A 初期消火で消せなかった火災 S 生徒棟より出火 E 2	災害対策本部 校長室 避難場所：グラウンド中央部 または 武道館横駐車場 集合形態：集会の隊形 （学級別・男女別各2列 委員長・副委員長を先頭に） 人員点呼 各担任→学年主任→教頭→校長
	C ○ 火災発生 A 初期消火で消せなかった火災 S 管理棟より出火 E 3	災害対策本部 被服室 避難場所：グラウンド中央部 または 武道館横駐車場 集合形態：集会の隊形 （学級別・男女別各2列 委員長・副委員長を先頭に） 人員点呼 各担任→学年主任→教頭→校長

エ 火災が発生した場合、持ち出さなければならない重要書類と保管場所

品 名	保管場所	担当者
生徒名簿	職員室	各学年主任
ラジオ	職員室	教頭 o r 教務主任
携帯電話	各教職員	各教職員
防災マニュアル	職員室	校長・教頭・学年主任
トランシバー	職員室	教頭・安全主任

※非常用持ち出し袋の中身（エ）

オ 火災が発生した場合、連絡が必要な機関

鳴門市教育委員会	088-686-8801		kyoikusomu@city.naruto.lgjp	
鳴門市災害対策本部	088-684-1330			
鳴門消防署	088-684-1334			
鳴門警察署	088-685-0110			

カ 火災が発生した場合の生徒の下校の判断基準

(ア) 火災が発生した際、生徒の下校・学校待機・保護者への引き渡しの安全確認の基準

対 応	保護者へ引き渡す際の安全確認の基準等
生徒を下校させる	・ 生徒の状況が落ち着いている ・ 通学路の安全が確保されている
安全が確認されるまで生徒を待機させる	・ 火災の影響で、通学路の安全が確保されていない

(イ) 火災が発生した際、生徒の状況等に関する情報の保護者への連絡方法

判断責任者氏名： 校長 担当者氏名： 各学級担任	
連絡方法 ・ 手順	・ 緊急連絡網による電話連絡 ・ 電子メールを利用した一斉送信
連絡が取れない場合の対応	・ 連絡が取れるまで、児童生徒は学校に待機させる。

(ウ) 生徒の保護者への引き渡し方法・保護者の確認（生徒の氏名確認・生年月日・続柄を確認する）

引き渡し判断決定者： 校長 担当者： 各学級担任
生徒名簿に引き取りに来た保護者の署名をしてもらう ・ 生徒により保護者であるかどうかを確認させる

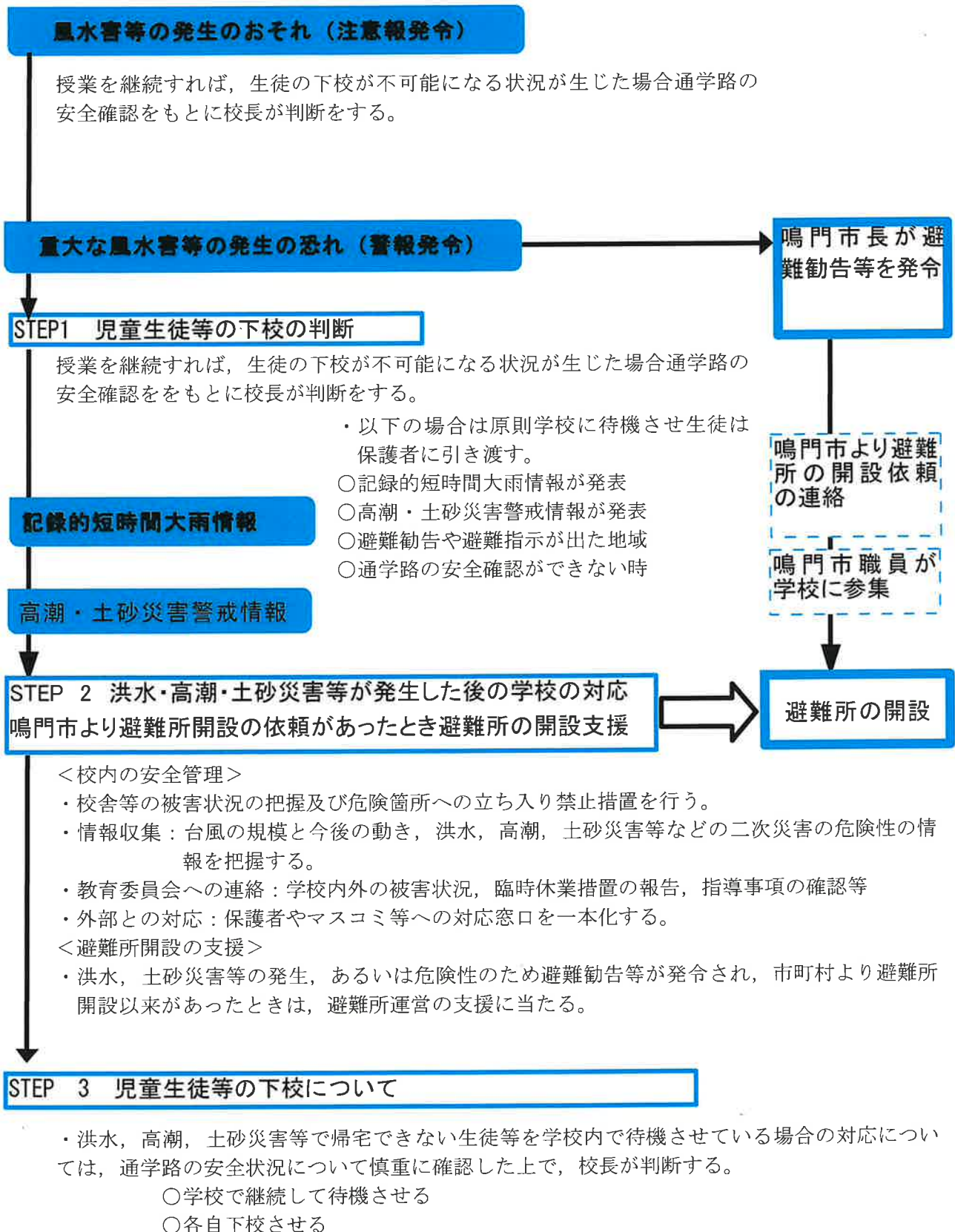
キ 生徒が在校時以外の対応

学校 外の 諸活 動時	・ 活動をしている地域の方々に聞き、安全な場所に待機させる ・ 学校（校長）と連絡を取り、適切な対処法を協議する。 ・ 安全確保を最優先させ、待機させる。
休日 夜間	・ 出勤可能な職員が出勤して、校舎の安全を確認 ・ 緊急連絡網・マチcomiメールを利用して自宅になど安全な場所に待機するよう連絡をする。

風水害 編

本項については、水防法第15条の3にて作成を義務づけられている避難確保計画に該当するものである。

ア 風水害発生時の基本対応及びその流れ（生徒が在校時）



イ 風水害が発生した場合の情報収集のための機器や方法

機器・方法	設置場所・情報集の方法	担当者
インターネット	各教職員のノートパソコンに接続	教 頭
気象庁のレーダーナウキャスト	警報、注意報発令時は随時チェックをする	
ラジオ	職員室に設置 警報発令時は常につけておく	
テレビ	職員室に設置 警報発令時は常につけておく	
すだちくんメール	各教職員で受信	各教職員
マチcomiメール	各教職員で受信	各教職員

ウ 注意報・警報が発令された・風水害が発生した場合の対応・避難場所及びその判断基準

	判断基準	避難場所と避難経路と学校災害対策本部設置場所等
C A S E 1	・ 暴風警報が発令されたとき ○生徒等を下校させる	・ 生徒等の状況が落ち着いている ・ 通学路の安全が確保されている
C A S E 2	・ 記録的短時間大雨情報が発表 ・ 高潮・土砂災害警戒情報が発表 ○安全が確認されるまで生徒を学校で待機させる 保護者への引き渡し場所：学校	・ 通学路の安全確認ができない時 ※体育館が使用できる場合 → 体育館に生徒を集合させ、保護者に引き渡す。
C A S E 3	・ 風水害により、普通教室が使用できない場合 ・ 洪水、高潮、土砂災害等により避難勧告や避難指示が出た場合 ○校舎の頑丈な部屋に避難させ待機する	避難場所：体育館 視聴覚室 音楽室 パソコン室

エ 洪水・高潮・土砂災害等発生した場合、移動させる重要書類と保管場所は、地震時の非常持ち出しに準ずる。

オ 洪水・高潮・土砂災害等発生した場合、連絡が必要な機関は地震時に準ずる。

カ 保護者への引き渡しについて

- (7) 注意報・警報等が発令された場合及び洪水・高潮・土砂災害等が発生した場合の生徒の下校・学校待機・保護者への引き渡しの安全確認の基準

対 応	保護者へ引き渡す際の安全確認の基準等
生徒を下校させる	・生徒の状態が落ち着いている ・通学路の安全が確保されている
安全が確認されるまで生徒を学校で待機させる	・通学路の安全が確保されていない
保護者へ引き渡す 引き渡し場所：学校	・保護者が迎えに来た場合 ・避難指示区域等になっていない

- (イ) 洪水・高潮・土砂災害等が発生した場合に生徒の対応に関する情報を保護者へ連絡する方法

判断責任者氏名： 校長 担当者氏名： 各学級担任	
連絡方法 ・手順	・緊急連絡網による電話連絡 ・マチcomiメールによる一斉送信 ・学校のホームページに緊急情報として掲載 ・個別の電話連絡
連絡が取れない場合の対応	・保護者が迎えに来るまで、生徒は学校に待機させる。

- (ウ) 生徒の保護者への引き渡し方法

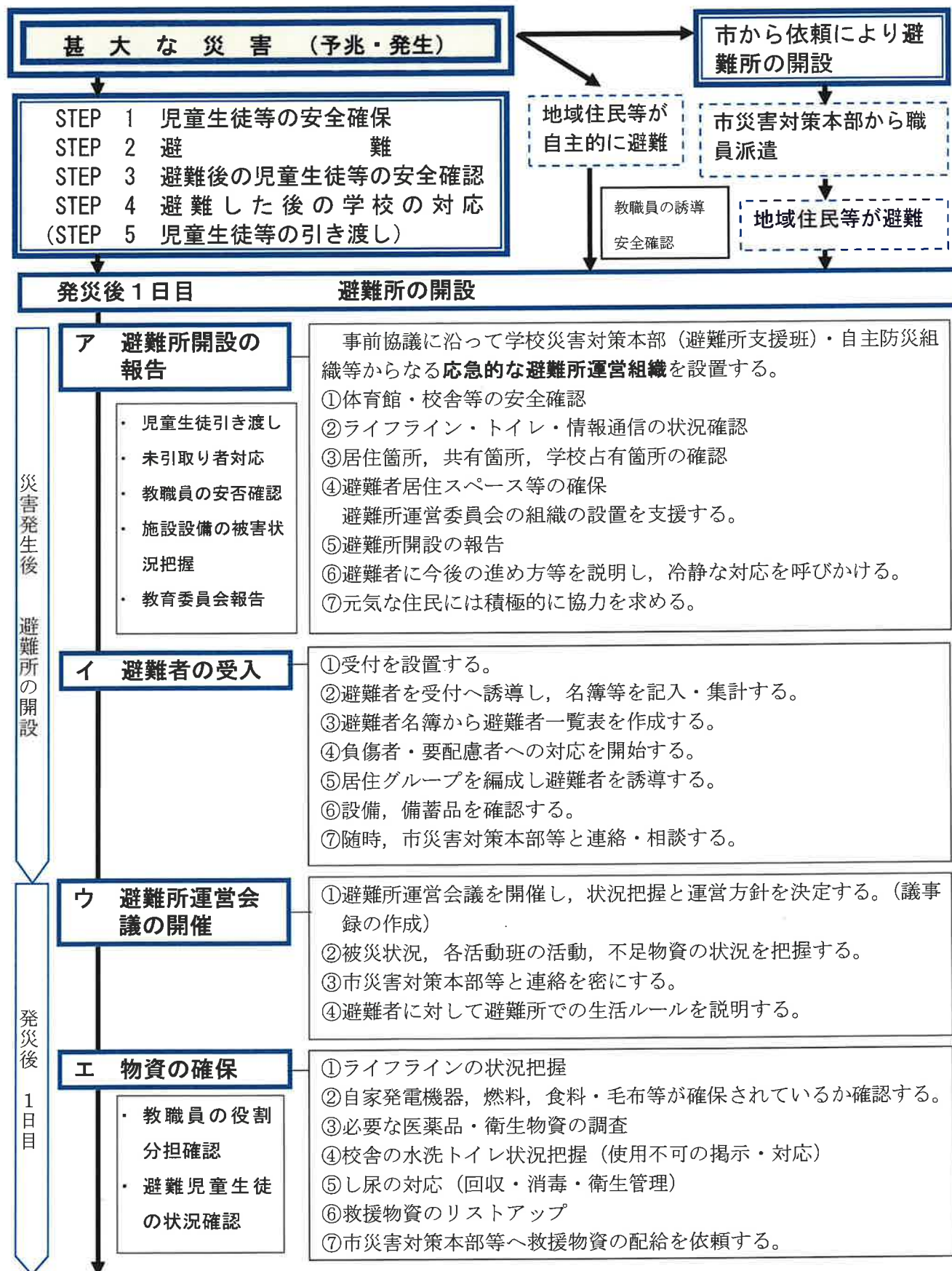
引き渡し判断決定者： 校長 担当者： 各学級担任	
・保護者の確認（生徒の氏名確認・生年月日・続柄を確認する） ・生徒名簿に引き取りに来た保護者の署名をしてもらう。 ・生徒により保護者であるかどうかを確認させる。 ・通学路の安全が確認された場合に引き渡す。	

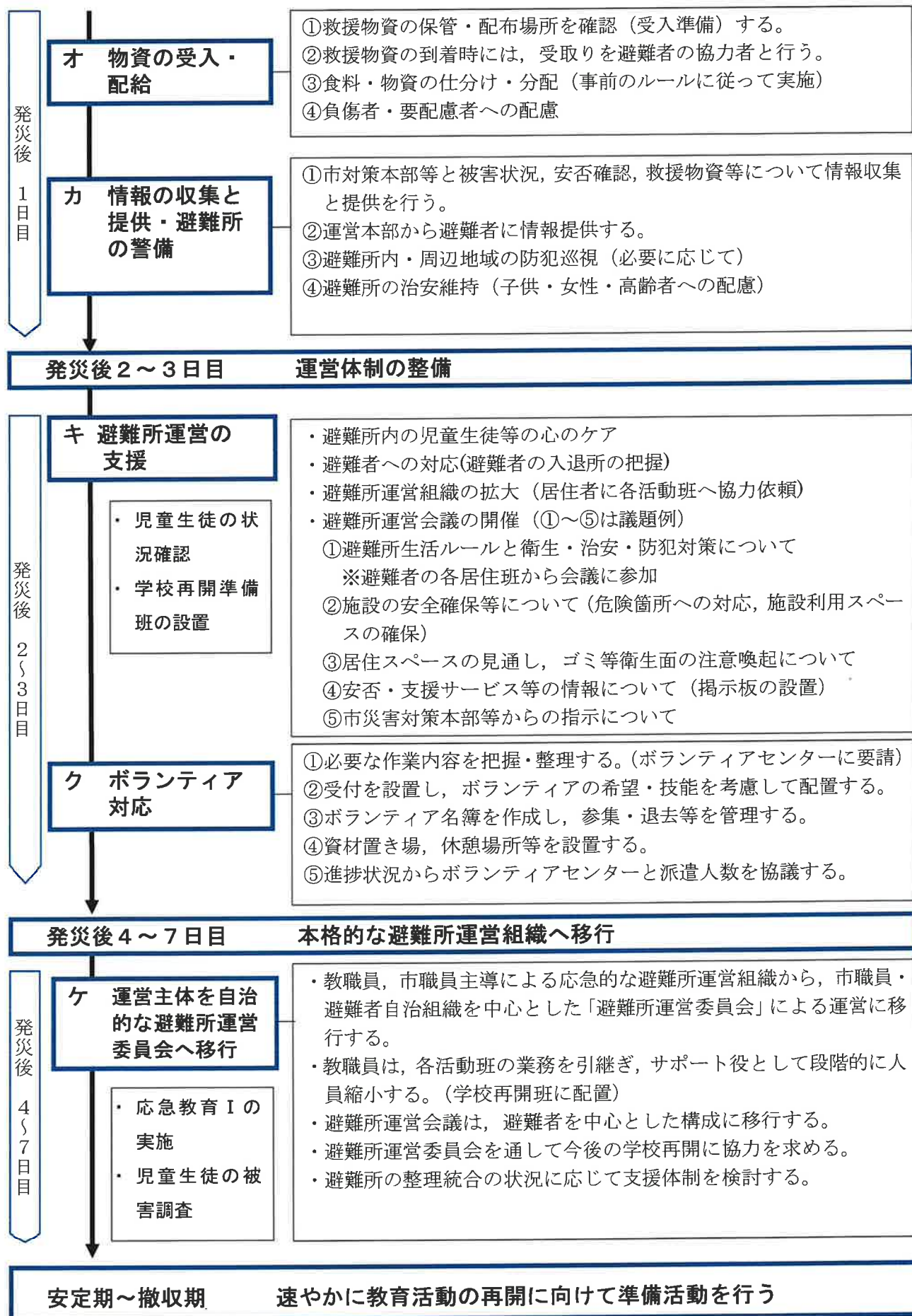
キ 生徒が在校時以外の対応

登下校時	・緊急連絡網・マチcomiメールを利用して自宅になど安全な場所に待機するよう連絡をする。 ・職員を手分けして通学途中の生徒に連絡 ・早く登校した生徒や学校の方が安全だと思われる生徒は学校で待機させる。 ・関係諸機関に連絡
学校外の諸活動時	・活動をしている地域の方々に聞き、安全な場所に待機させる。 ・学校（校長）と連絡を取り、適切な対処法を協議する。 ・安全確保を最優先させ、待機させる。
在宅時	・緊急連絡網・マチcomiメールを利用して自宅になど安全な場所に待機するよう連絡をする。 ・職員が手分けをして校区内を巡視 ・学校が避難所になることとを想定して準備を行う。

避難所運営支援計画

1 避難所運営支援の流れと基本対応

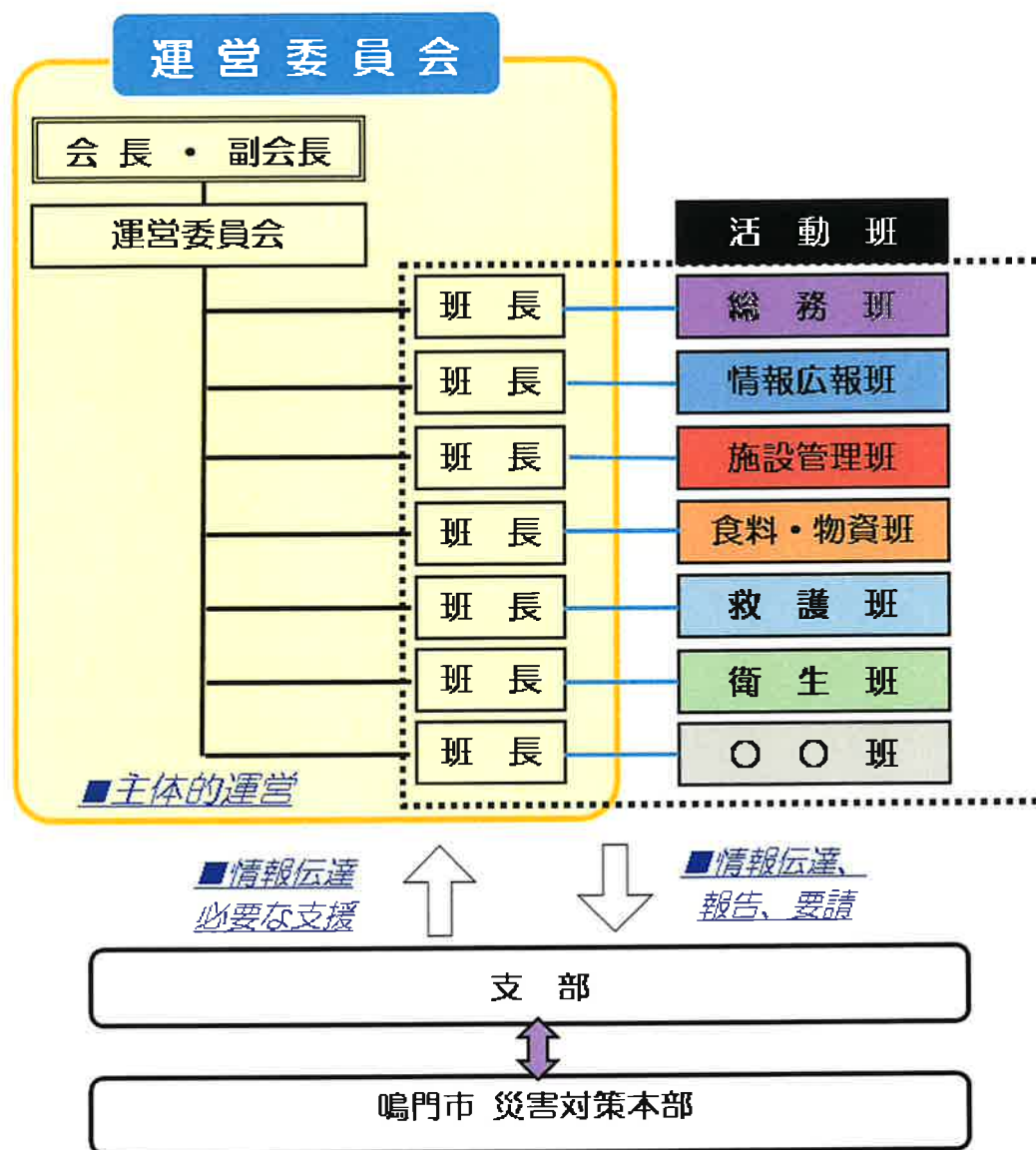




2 応急的な避難所運営支援体制

※ 「鳴門市避難所運営マニュアル」に基づいた支援体制になっています。

(1) 避難所運営委員会の組織図



【避難所運営における学校の役割】

- 教職員は上記組織の立ち上げを支援するとともに、運営会議に参加し、そこでの協議事項をもとに避難所運営支援を行う。
- 組織の運営体制の整備状況により、避難者自治組織による運営に移行する。それに伴い、教育活動の再開に向けて準備活動を行う。

※ 運営会議は定期的に行われ、避難状況や活動状況の情報共有、課題点等について話し合う。(詳細は「鳴門市避難所運営マニュアル」参照)

(2) 運営会議構成メンバー

	役 職	氏 名	所 属	備 考
地 域	運営委員会会長	岩本隼人	子どもいきいき課	自治会・自主防災会代表等
	運営委員会副会長	福島 江未	人権推進課	自治会・自主防災会代表等
	運営委員会委員	各活動班長		総務班は事務局を兼ねる。
学 校	学校災害対策本部長	遠藤比呂誌		校長
	学校災害対策副本部長	高田修作		教頭
	幼稚園代表			園長または副園長
	地域支援担当者	各責任者		校長・教頭が兼任の場合もある。
行 政	市職員			

(3) 避難所における業務と役割

活動班名	担当者名 (地域住民)	役 割	地域支援担当者 (教職員) ◎責任者
総務班	班長 副班長	・運営本部会議の事務局 ・避難所記録 ・地域との連携 ・その他	◎遠藤比呂誌 高田修作
情報広報班	班長 副班長	・避難所外情報収集 ・避難所外向け情報発信 ・避難所内向け情報発信	◎森 義雄 加藤由紀子 鎌田幹大
施設管理班	班長 副班長	・施設の安全点検と危険箇所への対応 ・避難所名簿の作成、管理 ・避難所の防犯対策、環境整備	◎大浦史雄 吉岡秀吾 姫田博仁
食糧・物資班	班長 副班長	・食糧・物資の調達 ・受け入れ・管理・配給 ・炊き出し	◎吉岡秀吾 小林 豪 八田紗里花
救護班	班長 副班長	・救護に関する活動 ・保健管理活動 ・救護所・医療機関との連携 ・要配慮者の支援	◎黒田実咲 米田和幸 垂水千咲季
衛生班	班長 副班長	・ゴミ、風呂、トイレ、掃除、ペット に関する対応 ・生活用水の確保と管理 ・その他の衛生管理に関する対応	◎森本千晶 濱田加容子 小林 豪
保護者連絡班	班長 副班長	・連絡手段の検討・決定 ・引き渡し場所の指定 ・引き渡しの際の身元確認	◎齋藤智子 友行真美 八田紗里花

※ 教職員は地域支援担当者として、各活動班を支援する。ただし、組織立ち上げ当初は活動をリードする必要がある。

※ 各班の活動内容については「鳴門市避難所運営マニュアル」も参照

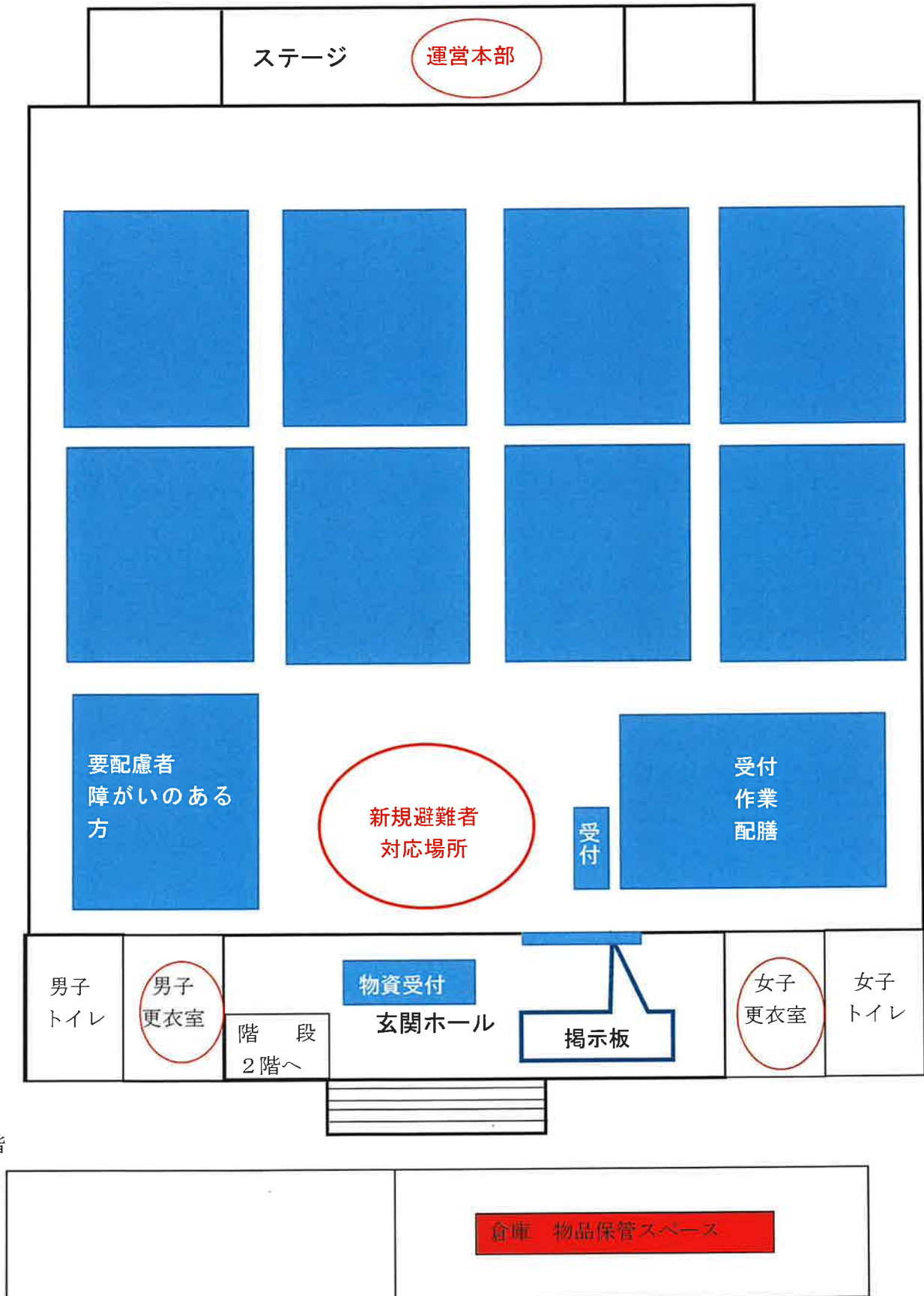
(1) 校舎での避難者居住場所

(1) 校舎での避難者居住場所

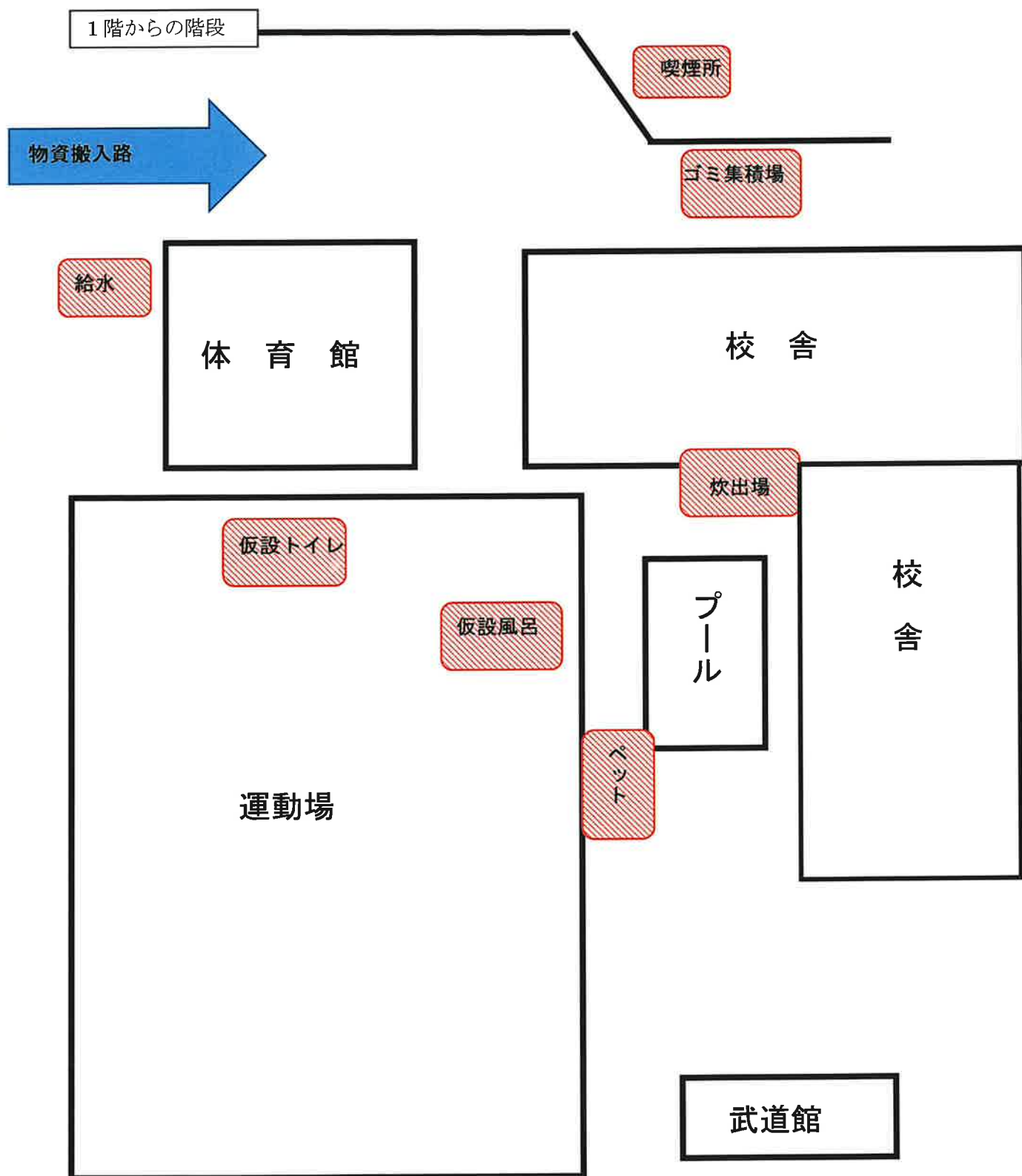
校舎地図 (青 居住場所 / 赤 学校占有場所 / 緑 共有スペース)



(2) 体育館での居住スペース案



(3) 学校敷地の避難所レイアウト案



4 鍵の保管・開錠 休日・夜間の発災時の対応

避難所入口鍵管理者表

施設名 (施錠場所)	施設管理者	鍵保管場所 (鍵保管者)	住所 電話番号
体育館 (入口)	校長	体育館入口	鳴門市鳴門町三ツ石字 芙蓉山下251番地 088-687-1153

平日の場合

- ① 危機管理課からの避難所開設要請または地域住民等の自主避難
- ② 教職員による避難者受入準備
- ③ 開錠（施設管理班 姫田教諭）
- ④ 安全確認（施設管理班 2名）
- ⑤ 避難所装備品確認（施設管理班 2名）
- ⑥ 受付準備（施設管理班・情報広報班）
- ⑦ 「応急的な避難所運営委員会」の設置（鳴門市職員到着）
- ⑧ 危機管理課・市教委に報告

<協議事項>

- ・ 津波警報発表時の緊急避難場所の運営について

休日・夜間の場合

- 1 避難所入口の開錠
 - ①（地震以外）鳴門西自主防災会が学校到着後開錠
 - ②（地震） 自動オープン鍵ボックスから初期避難者が開錠
- 2 初期避難者代表により避難所開設にあたる

指示係	（不在の場合鳴門西自主防災会で担当）
安全確認係	（不在の場合鳴門西自主防災会で担当）
誘導・受付係	（不在の場合鳴門西自主防災会で担当）

 行政担当者
 学校に近隣の教職員が状況確認（教頭）し、校長・市教委に報告

<協議事項>

- ・ 職員到達までの情報収集と連絡について

5 資材、備蓄品等の保管場所

備蓄品名	数量	保管場所	使用期限	点検者	点検日
保存水	9 6 L	体育館 2F 防災倉庫			
アルファ化米	4 0 0 食	体育館 2F 防災倉庫			
発電機	2 台	体育館 2F 防災倉庫			
毛布	1 0 0 枚	体育館 2F 防災倉庫			
ブルーシート	5 枚	体育館 2F 防災倉庫			
リアカー	1 台	体育館 1F 倉庫			
簡易担架	2 台	保健室			
トランシーバー	3 台	職員室			
非常持ち出しリュック	1 個	職員室			
小型携帯ラジオ	1 台	職員室			
懐中電灯	8 個	職員室			
懐中電灯（前方照射型）	1 個	職員室			
ハンドマイク	2 個	職員室			
ヘルメット	生徒・教職員数	各教室			
エンジンオイル	1 6 L	体育館 2F 防災倉庫			
ガソリン携行缶	8 L	体育館 2F 防災倉庫			

6 教員OBボランティアの支援体制

災害ボランティア登録者一覧

氏名	支援内容	住所 電話番号

7 その他

- 夜間・休日に発災したときのために、本避難所運営支援計画を鍵ボックスの中に入れておく。

学校教育活動の再開に向けての計画

ア 学校教育活動の再開に向けての目標日数、確認事項・作業内容・協議事項

目標日数		確認事項・作業内容・協議事項
大災害発生後	避難所の開設	○避難者の受け入れ、及び避難所の運営支援
被災後 日程度	学校再開準備 班の設置	○市町村・地域自主防災組織・避難者自治組織への避難所運営組織への移行 ○学校再開班の始動
		○生徒等及びその家族の安否確認 ○生徒等の住居の被害状況確認 ○教職員及びその家族の安否確認 ○教職員の住居の被害状況 ○校舎・校庭の被害状況確認 ○ライフラインの被害状況確認 ○通学路などの地域の被害状況確認
被災後 日程度	応急教育Ⅰ の実施	○青空教室・心のケア等を実施し、生徒等の心身の健康状態の回復・維持
被災後 日程度	応急教育Ⅱ の実施	○教育委員会からの調査依頼に対し、被害実態の報告 ○仮登校日の日程協議（生徒や保護者に連絡） ○校舎等への応急処置 ○ライフライン、トイレの復旧 ○教室の確保（他施設の利用、仮施設の建設） ○通学路の安全教室
		○ 仮登校日の実施 ・投稿可能な生徒の人数確認 ・生徒の心理面の状況把握 ・勤務可能な教職員の人数確認 ・生徒の学習に必要な教科書学用品の確保
被災後 日程度	応急教育Ⅱ の実施	○応急教育Ⅱの計画を作成 ○生徒の心のケアをする体制整備 ○ライフラインの復旧確認 ○通学路・学区の安全点検実施 ○授業再開日程の協議（生徒、保護者へ連絡） ○校舎、施設・設備の復旧、仮教室の建設 ○授業形態の工夫（二部授業等） ○不足教員について応援態勢・配置・授業等の対応 ○可能な範囲での教科書等の確保 ○臨時的な学校給食の再開 ○生徒の心のケア対策へ支援体制を整える ○避難所（避難者）への理解
		○授業場所の対応 ○授業形態の工夫 ○施設の被害状況や登校できる生徒数などの実情を踏まえた適切な応急教育Ⅱを実施
被災後 日程度	平常時の学校教育活動の再開	○教科書等の確保 ○学校給食の再開 ○欠授業数の補充と授業の工夫、生徒の学力補充 ○被災生徒の高校受検等への配慮 ○各学年の課程の修了及び卒業における配慮 ○被災生徒への就学援助

イ 応急教育Ⅰ

(ア) 応急教育Ⅰ

○場所：校庭 特別教室等

○内容：ゲーム 遊び 運動 お話

○形態：避難所運営が市町村，地域自主防災組織，避難者自治組織主体の運営となったら，参加できる生徒を対象に，学年，組に関係なく実施する。

(イ) 応急教育Ⅱ

	状況等	場所及び応急教育Ⅱの形態
第1 予 定 場 所	条件 ・施設の被害が軽微な場合 ・生徒の7割以上が登校	場所：校舎を使用して応急教育Ⅱを実施する。 形態：平常のクラスにて，45分の短縮授業を実施する。
第2 予 定 場 所	条件 ・施設の被害が相当に甚大な場合 ・生徒の5～7割以上が登校	場所：校舎を使用して応急教育Ⅱを実施する。 形態：クラスの再編制にて午前・午後の二部授業を実施する。
第3 予 定 場 所	条件 ・施設使用が全面的に不可能な場合 ・生徒の7～9割以上が登校	2カ所に分散して実施する。 場所： 連絡先：電話番号 形態：クラスを再編制し，午前・午後の二部授業を実施する。 場所： 連絡先：電話番号 形態：クラスの再編制にて，3年は平常授業を実施する。

ウ 学校教育活動の再開のために，必要な物資を揃えるための連絡先

物資名	連絡先	電話番号
教科書	鳴門市教育委員会	088-686-8801
教科書	こおり書店	088-685-5200
学校給食	学校給食会	088-686-2279
机・イス	鳴門市教育委員会	088-686-8801

防災教育及び防災訓練の年間計画

ア 学校防災教育の年間計画

月	教科等	学年	単元	主な内容
4月	学級活動	全学年	いざというときのために	緊急連絡者確認と避難経路・避難場所の確認
5月	社会（地理的分野）	2年	世界からみた日本のすがた	日本の自然条件を知り、自然災害を克服する方法を考える
6月				
7月	学級活動	全学年	風水害警報発令時	警報発令時に関する理解と確認
8月	特別活動	全学年		防災について
9月	保健体育	全学年	応急手当の意義と手順	心肺蘇生法を始め応急手当の意義と手順を学ぶ
10月	学級活動	全学年	防災について	東日本大震災をふまえた上で、南海地震を考える
11月	理科（2分野）	2年	地球の大気と天気の変化	集中豪雨の仕組みについて考える
12月	特別活動	1年	防災について	自助・共助について考える
1月	家庭科	1年	安全な住まい	災害に強い住まいを考える
2月	理科（2分野）	1年	生きている地球	地震のメカニズムを考える
3月				

イ 防災訓練等の年間行事計画

月	行事名・訓練の内容	対象	担当者
4月	施設設備の安全点検	教職員	各責任者
5月	緊急連絡網の確認	全生徒	各担任
6月	台風・集中豪雨の対応について	全生徒	各担任
	避難訓練（地震・津波）	生徒・教職員	安全主任
7月	心肺蘇生法の学習	全生徒	体育・養護
8月	AED認定講習	教職員	安全主任
	防災講演・研修会	生徒・教職員	安全主任
9月	避難訓練（火災）	生徒・教職員	安全主任
10月	施設設備の安全点検	教職員	各責任者
11月			
12月	合同防災訓練	生徒・教職員	安全主任
1月	避難訓練（地震・津波）	生徒・教職員	安全主任
2月			
3月			

防災マニュアル（地震・津波避難訓練 編）

防災訓練チェックシート		チェック日	月 日
防災訓練日程・ 内容	年 月 日 金曜日 （普通教室での授業設定）		
そ の 他			
防災訓練を実施して、次の項目について自己評価をしてみましょう。 ○：できている △：改善の余地あり ×：できていない			
項	目	チェック	
（ア） 地震発生時の安全確保について			
・机の下などに入ったり、頭部を保護したりする行動は、迅速に正しくなされたか。			
・教職員は、決められた指示を明確にできたか。			
・ヘルメットの着用がスムーズにできたか。			
・全校的指示は適切であったか。			
・配慮を要する生徒等への対処は適切であったか。			
（イ） 校舎外への避難について			
・避難経路での混雑等はなかったか。			
・避難経路で地震時に避難の妨げとなる危険箇所はなかったか。			
・生徒の避難行動に問題はなかったか。			
・避難場所や避難経路の選択は適切であったか。			
（ウ） 校庭での対処			
・校庭での生徒等の行動に問題はなかったか。			
・非常持ち出し物はそろっていたか。			
・教職員は予定された役割を遂行できたか。			
・生徒の人員確認は迅速にできたか。			
・情報の収集のための機材、手段は確保されたか。	（職員室）		
（エ） 問題点の集約（集点づけ）と改善策			
・改善すべき問題点と具体的な方法等、気づいた点をお書き下さい。今後に参考にしたいと思います。 （学校全体としての反省・改善点や個人としての反省点など）			

防災訓練チェックシート		チェック日	月	日
防災訓練日程				
内 容				
そ の 他				
防災訓練を実施して、次の項目について自己評価をしてみましょう。 ○：できている △：改善の余地あり ×：できていない				
項 目				チェック
(ア) 校舎外への避難について				
・ヘルメット着用はスムーズにできたか。				
・避難経路での混雑等はなかったか。				
・避難経路で避難の妨げとなる危険箇所はなかったか。				
・生徒の避難行動に問題はなかったか。				
・避難場所や避難経路の選択は適切であったか。				
・配慮を要する生徒等への対処は適切であったか。				
(イ) 校庭での対処				
・校庭での生徒等の行動に問題はなかったか。				
・非常持ち出し物はそろっていたか。				
・教職員は予定された役割を遂行できたか。				
・生徒の人員確認は迅速にできたか。				
・情報の収集のための機材、手段は確保されたか。 (職員室)				
(ウ) 問題点の集約(焦点づけ)と改善策				
・改善すべき問題はどのようなものか。				
・次回の訓練計画をどう修正すればよいか。				

学校防災計画の作成・実施をおえて、次の項目について自己評価をしましょう。

学校防災計画チェックシート		チェック日	月	日
項	目	評 価		
	地域で懸念されている災害が想定されているか。			
	災害別に避難場所が明示されているか。			
	災害発生直後に連絡すべき相手や内容が整理されているか。			
	重要なデータや文書の保管や持ち出しの準備ができているか。			
	緊急時の対応体制と指揮命令系統が明確になっているか。			
	緊急連絡の通信手段が明確にされているか。			
	安否確認について、確実な連絡手段が確保されているか。			
	保護者へ引き渡す際の基準が明確に示されているか。			
	避難所運営支援について役割分担が明確になされているか。			
	学校教育活動の再開に向けての手順や役割分担が明確になされているか。			
	教職員の理解が得られているか。			
	地域・保護者の意見が取り入れられた学校防災計画となっているか。			

・改善すべき点はどのようなものか。(箇条書きで書く)

・次年度の学校防災計画をどのように修正すればよいか。まとめておきましょう。

◆犯罪被害防止に関する日常管理

(1)校門及び校舎入口の管理

通常授業日の校門管理は、以下を基本とする。生徒と保護者に周知する。

時 間	児童・教職員	来訪者・保護者
登校時間 7時30分～8時00分	●生徒は校門から登校する。 ●日直の教職員が校舎を7時30分に解錠し、校舎周辺を巡視する。	●来校時は正門からの出入りをするように伝える。
授業中	●授業をしていない教職員が遅れて登校する生徒を出迎える。	
下校時間 ※曜日・学年により時間帯は異なる	●学年団の教職員や部活動の顧問が不審者等いないか確認しながら正門を出るまで見送る。	
下校時間後	●来校者を常に職員室のモニターで監視する。	

(2)来訪者の管理

校長は、全教職員への指示・周知を通じて、下記の来訪者対策を徹底し、不審者侵入に万全の対策を取るように努める。

- 来客の予定がある場合はあらかじめ、日計画案に打ち込み、教職員での共通理解を図る。
- 玄関受付にて来校者受付票に来校年月日・氏名・所属団体・要件を記入する。
- 職員室のモニターにて、定期的に防犯カメラの映像を確認する。
- 教職員は、学校を管理する立場にあるという心構えをもって、来校者とすれ違った際には積極的に挨拶・声かけをするよう心がける。

(3)校内の巡視

- 通常授業日は、毎日始業前・授業中・昼の休み時間・放課後の計4回、当日の日直が校内を巡視する。

(4)校外の巡視・巡回

- 登下校時の巡視

毎月20日の学校安全の日に安全点検担当の教職員が通学路の巡視を行う。

- 通学路の合同点検

P T A・地域関係者と共に合同で通学路の点検を行う。

◆来校者予定表様式

来校者予定表

来校年月日	氏名	所属団体	要件
令和 年 月 日			
令和 年 月 日			
令和 年 月 日			